

論文

## 国家とコミュニティ —忍草入会闘争を通じて—

内藤 辰美  
佐久間 美穂

### State and Community

— Some Considerations of the Struggle for Rights of Commons of the SIBOKUSA-COMMUNITY  
in YAMANASHI PREFECTURE —

Tatsumi Naito  
Miho Sakuma

本論は、「忍草」入会闘争の観察を通じた「国家とコミュニティ」に関する考察である。国家とコミュニティは共存しながらも緊張状態に直面することがある。入会と入会をめぐる紛争や闘争には優れた研究が蓄積されている。本論はそれらに学びつつ、忍草における入会闘争をとりあげる。忍草における農民は何故に長期に及ぶ入会闘争を国家に挑んだのか。本論は、忍草という「集落」の構造的特性や闘争の歴史的背景を研究した文献を検討しながら、忍草入会闘争の過程—展開と変容—に注目し、この闘争がもつ現代的意義について言及する。

キーワード：入会闘争、国家、コミュニティ、北富士演習場、忍草母の会、恩賜林組合

#### はじめに

わが国における近代・現代の歴史をみると、国家とコミュニティの関係はしばしば緊張を孕んでいて、闘争にさえ発展した。戦前の谷中村（足尾銅山）もそうであったし、戦後の水俣もそうであった。企業と国家による地域資源の収奪と民衆の抑圧が、民衆の生活拠点であるコミュニティを破壊し、国家はそれに抗議する民衆を直接間接に弾圧した。そうした事態は、われわれがこの小論でとりあげる山梨県忍野村忍草集落の入会をめぐる問題にも通底するところがある。

顧みれば、近代は国家とコミュニティとの関係を根底から変えることになった。わが国の場合で

言えば、新しく誕生した明治国家（天皇制国家）は、地域を新しい国家における管理体制の一環に位置付け、国家と社会体制の維持基盤とした。明治国家において新しく創出された府県・町村は、旧体制下の地域統治システムを形式的に取り込んだが、それは旧体制下のものとは全く異なり、国家による直接管理という、これまでとは異なる新しい内容のものであった。明治国家は国民とコミュニティとを国家機構の末端において直接管理する方針、中央集権体制の確立という方針を採用したのである。その結果、近代～現代日本の歴史は、国家「と」コミュニティという複眼の視点をなくして、専ら、国家「から」コミュニティ

をとらえてきた。そのために、わが国は、国家一色の世界となった。

「入会」もそうした天皇制国家を反映して変容を経験した。明治政府は、全国の地域をあまねく天皇制国家の支配下に置いたから、入会財産もそれまでの慣行を無視して、天皇家が保有する財産として編入されることになった。編入された財産は住民に貸与するという形がとられたのであるが、それに対しては、当然、農民の反対があった。従来、入会地を生活の基盤にしてきた村の生活に大きな影響が出たからである。新しい国家における「県」は、県令が国家直属の役人であったことに示されるように、国家目的を遂行するために設置された行政府の機関であったから、住民の要求は軽視され、退けられてきた。こうして、近代を貫き現代に至る「入会」村と国家の抗争・闘争あるいは交渉は、明治国家による地域支配・管理に端を發し、以降、今日も続いている。

入会については、これまでに中田薫「明治初年の入会権」（『法制史論集』第2巻、岩波書店、昭和13年）の先駆的研究にはじまり、末広巖太郎『農村法律問題』（改造社1924、農文協1977）、戒能通孝『入会の研究』（日本評論社、1943）、奈良正路『入会権論』（農文協、1981）、渡辺洋三編著『入会と財産区』勁草書房、1974）、北条浩『村と入会の百年—山梨県民の入会闘争史—』（御茶の水書房、1987）ら、この問題に関する大家の研究が存在する。それらを一瞥すれば、われわれのような「門外漢」が簡単に立ち入ることのできる領域でないことは明らかである。それを承知して、ここで入会をとりあげるのは、入会において、「国家とコミュニティ」というテーマが成立すると考えるためである。以下、小論におけるわれわれの関心を示すことにしよう。

われわれの関心は、入会をめぐる国家とコミュニティの関係を山梨県忍野村忍草の事例を通じて

観察し、なぜ忍草というコミュニティが長期間にわたって入会闘争を継続できたのか、その理由を確認することにある。戦後の高度成長期に、日本国内各地で多くのコミュニティが崩壊し、コミュニティが生活の準拠枠としての実体を失い、問題解決力をなくしてきたなか、忍草という山村の小集落がコミュニティとして力を維持し、国家による入会権解体に対抗する運動を展開できたのか。忍草の闘争には今日における国家とコミュニティの問題を考える上で参考になるところがあるように思われる。

## 1. 忍草と入会闘争をめぐる先行研究

### (1) 北条浩『村と入会の百年—山梨県村民の入会闘争史—』

「甲斐の国の歴史は、はるかに遠く、天長10年（統日本紀）以前のその昔にさかのぼることができるといわれている。しかし、古老たちが信じて疑わない自分たちの〈村〉の歴史の上限は、寛文九年（1669年）であって、武田信玄治下の永祿でもなければ天正のその昔でもない。寛文九年の〈検地御水帳〉は、自分たちの村の出発点でもあったし、自分たちの祖先の出発点でもあった、とこう確信している。・・・〈村〉は、と、かつての自分たちの村（部落）をよぶときの人々の脳裏には、あの寛文期の〈村〉が基本となっているのである。それは、今日の市・町・村のように形式のみに終始し、血のかよわない地方自治とは異なり、生活を共にした実体的・実際的な生活集団としてのムラ（村）であった」（北条浩『村と入会の百年—山梨県民の入会闘争史—』、1987、9～11）。「このような村のなかでの血縁的なある一つのまとまりとは別に、小さな地縁的なまとまりとしての〈組〉があった。この組は徳川幕府の行政組織からいえば、通常、行政機構の最末端に属しており、村に直属するもので、いろいろなも

めごとや納税の責任は村の一番下部である組頭が先ず負うものである。・・・ところで、これらとは別に甲斐国の場合には、親分—子分というのがある、これが親類や組とはまったく別個に、ある一つのつながりをもっていた。・・・このように、ひとつの村のなかでもいりくんだいくつかの組織=まとまりがあったが、このまとまりと重複しつつ、かつそれに支えられて、村の最高のしきたりである<掟>=むらぎめ(村落共同体規制)があったのである。・・・山林原野の利用は、上の事実を無視して考えることはできない。甲斐国の山林原野は、非常に古い時代には個人個人の収益地(持分)もきまらずに、村人=自然共同体の成員(家)が、みんないっせいに山林原野に入って収益行為をしていたのであるが、村落経済の発展はこのような形をじょじょに変えていったのである(北条浩、同上、13)。

御一新は入会にも大きな影響を及ぼした。それは期待に反して民衆を失望させた。島崎藤村は、『夜明け前』の中で、主人公青山半蔵に「御一新がこれでよいのか」と嘆かせて、御一新が期待に反したものであったことに民衆の不満を認めている。<sup>1)</sup> そうした不満は木曾谷だけのことではなかった。山梨県の民衆にとっても御一新は期待外れであった。「<御一新>に対する、山梨県下最初の大きな抵抗は、明治五年八月東山梨郡栗原・万力筋を中心とした九十七か村の暴動であった。・・・全県下にわたってくりひろげられた嘆願形式のデモと集会は、ある時は数か村～数十か村単位に、ある時は一村ないしは、部落単位に行われた。しかしながらその結果は悲惨であった。史上、この暴動を人々は<大小切騒動>とよんで天保時代の<郡内騒動>とともに甲州における大騒動の一つに数えている」(北条浩、同上、28)。<sup>2)</sup>

「明治十四年十一月十七日、県令・藤村紫朗は農商務卿・西郷従道にいたいし悲惨な決意のもと

に<官有地山林原野処分之議に付再伺い>を提出した。・・・これまで幾回となく、山林原野処分についてその<事情の所在得失の意見等巨細申立>にもかかわらず採用されなかった。そのしわよせがきて県治はついになりたたなくなった、というのである。そうして、入会山林原野が官有地となったことはも早どうすることもできない。しかし、立木・下草等については別段どうといった規定もないのだから、旧慣による自由な入会を認めた方がよいし、また、山梨県下の入会の沿革からいっても自由な入会は許すべきである。これをいたずらに成文化した煩雑な手続きでしぼることはかえって県治としてはマイナスになる。・・・すなわち、いくら厳重な法律をつくっても、それはかえって反抗を助長させるだけのことである。ここまできては、県令としてもその責任を負いかねるから、なんとか中央政府でこの解決をはかるよう努力して欲しい、というのであった。この入会民に加担したような、不穏当きわまりない県令の報告を受け取った中央政府内部は、さすがに動揺した。近くは、すぐる大小切騒動の一件もある。しかし、大小切騒動が比較的甲府中心部に集中したのに反して、今回の場合はまさに全県的な規模である。しかも県令の態度も硬化している。政府内部では山梨県の入会問題を慎重に検討した結果、こえて明治十五年二月、その危機の回避策を山梨県令に指令した。・・・かくて明治十五年五月十日、山梨県当局はその区別(入山許可)をつぎのように決定した。山林反別18万2千8百38町5反2畝1歩(入山可差許分)外反別3万3千7百40町7畝1歩(入山不差許共差支無之分)。・・・かくてこの部分についての入会慣行は、だれはばかることなく法認されたのである」(北条浩、同上、55～57)。「明治十六年、県令・藤村紫朗は、第九十九号をもって地租改正によって官有地として決定の見込みとなった地所について、

払下げを希望するものは払下げ希望価格をつけて申請せよ、という達をだした。この達は二つの意図からなっている。一つは、山梨県の全山を官有地として横奪したことにたいする入会民の予想外の激しい抵抗に直面して、それによってもたらされる地方政治の危機を回避すること、二つは、ただでかえすということは、とりもなおさず官民有地区別の非を認めたことになるので、相当の代価をもってならば払下げをしてやる、という一石二鳥の恩恵的政策に切り換えたことである。つまり、山林原野官民有区別によってタダでとりあげた入会林野を時価で売るというのである」（北条浩、同上、88）。

以上のような下型の下戻運動とは別に上からの下戻運動（県会の運動）も現れる。「明治30年三月一日、県会議長木内信春以下が貴族院議員・近衛篤磨、衆議院議長・鳩山和夫、ならびに農商務省に提出した請願書にはその萌芽がみられる。ここでは、入会慣行を証明できる箇所は「民有に復セシムル」、つまりかえしてくれというのである。その根拠は、明治初年の官民有区別のやり方には誤りがあった。こう木内信春以下の県会議員はのべている。そうして、農商務・宮内両大臣に出した請願書でも、同じように官民有区別の誤りを指摘しつつ、当局は入会地盤の移転にかかわりなく、徳川時代からの入会慣行はいささかたりとも変更するようなことはしないことを約束したが、いざ、地盤移転をしてみると、山林保護政策の名のもとに、嚴重な法規を作成して人民に苦痛を与えた。だから話が違ふ。このさい入会地を「該郡村民有ニ復セシメルルノ方針ヲ執ラレシコトヲ切望」、するということである。……それが明治三十三年になると若干の変化がみられるようになる。入会権については前と変わりなく記しており、とくに「入会権ノ関係ハ御料局ヲシテ其管理経営ニ幾多ノ困難ヲ纏綿シ」としたという。したがって、〈御

料林入会権ノ関係〉は大へん複雑であつて、それがために林業経営はうまくいっていない、という。しかし、ここまではよい。そのつぎに、だから「御料林ノ幾部>つまり御料林のうちの或る部分を割いて、入会団体ならびに県の所有に移転せよというのである」（北条浩、同上、94）。

そうした中、入会権制限論がだされてくる。「その中心人物はほかでもない。農商務省山林局・上山満之進その人である。上山は当時農商務省にあつて、入会権擁護につとめた下岡農務局長や帝国農会、内務省の反対を押し切つてまで入会整理の法案を作成しようとした人である。……（上山は）どんなことをしてでも入会権を否定したかった。しかし、政府内部における入会権否定の強硬論者の上山でさえも、入会権の否定を実際に正面から行ふだけの勇氣はなかつた。まず、第一に、地元の反撃は必至である。第二に、宮内省・農商務省農務局の内乱は予想される。第三に、民間団体、とくに帝国農会を中心とする一派の動きが必ず起こってくる。第四に、民法や判決を否定することになる」（北条浩、同上、103～104）。上山は画策を続けた。入会権の消滅について、もっとも重要な点は次の三つである。①入会部落民全員による入会権の放棄、②入会部落民に入会の権利意識がなくなること、③入会集団が解体・消滅すること。そのために上山は、「林業経営のもっとも大きな利益である木材の売却による利益のはじきだしを県がおこない、その利益は県の特別会計のなかにくり入れ、県は木材価格の操作と業者の選択によって最大の利益を関係者に落とし、規則に弱い入会民から木材価格の操作、利益計上の方法など、一切を隠蔽したのである」（北条浩、同上、106）。こうして、（県令）熊谷喜一郎と上山満之信の合作、〈恩賜県有財産管理規則〉は作られた。それは、法律上の権利者であり、実際上の権利者でもある入会民とは縁も由縁ゆかりもない県会議

員たちの皮算用と、木材ブローカーが〈恩賜〉という名のかくれ蓑のもとに〈県民のため〉という旗じるしをかかげて、入会民の収益の大半を自分たちのものとしようとした計算書であった（北条浩、同上、106）。

そうした山梨県の画策に対し、南都留郡（現在富士吉田市）村長・渡辺瑳美の〈陳情書〉は抵抗の姿勢を示している。「いま、県がとるべき良策は、入会団体の入会権を確認し、入会団体にまかせることである、と執拗に食い下がった。・・・渡辺瑳美はいう。自分たちは入会人民の財産であったものを政府はむりやりにとりあげ、いいかげんなころに県に渡してしまったものについて、いまさら〈恩賜〉だからと試みてみても、しょせんそれは県当局者のたわごとであって、地元入会には通用しない。〈村民ハ其何レノ点ガ恩恵ナルカヲ知ラス〉。そのうえに、自分たちの財産を使用・収益することがただちに法律違反となって犯罪者とされたのでは、〈恩賜〉どころか〈怨視〉である、というのである」（北条浩、同上、139）。（県令）熊谷喜一郎と上山満之信の合作、〈恩賜県有財産管理規則〉の問題点を鋭く見抜き人民財産の権利を主張した渡辺瑳美の見識こそ、後々に記憶されなければならない、入会問題の核心＝正当な主張であった。

## (2) 田山輝明『米軍基地と市民法』

戦後の展開はどうか。戦後の忍草の入会闘争は、米軍基地の問題が絡んできて戦前のそれとは事情を異にするものとなった。北条の研究は戦後の記述にまで及んでいるが、戦後の展開については、田山輝明の研究（田山輝明『米軍基地と市民法』、1983）に多くの示唆がある。田山の研究についてその概要を見ておくことにしよう。<sup>3)</sup>

まず、田山の著書における基本的立場である。「米軍基地といえども日本社会の市民法の論理に

服さなければならない」、これが田山の基本的認識である。市民法とは何か。狭義には「民法とはほとんど同義語に用いられることもあるが、ここではもっと広く、現代日本の市民社会の法に近い意味で用いている」という（田山輝明、同上、1）。

田山によれば、米軍用地等賃貸借契約において「契約期間」の問題は其中でも最たるものである」（田山輝明、同上、38）。「昭和四七年までの米軍用地等賃貸借契約は昭和二七年から継続していたというのが政府見解である」（田山輝明、同上、39）。しかし、田山のみるところ、「昭和二七年七月二八に成立した「米軍基地賃貸借契約」を証する契約書を見る限り契約期間は昭和二八年三月三十一日までとされているという。しかし、政府はこの解釈をとっていない。・・・政府見解によれば、米軍基地賃貸借契約は安保条約に基づく行政協定を実施するために当該施設区域を米軍の用に供するの必要がなくなる時までという不確定期限付で、昭和二七年七月二八日に成立したものであるから、その契約書は期間などについては契約の内容をそのまま表現したものでなく、財政法等との関係で形式をととのえるために作成されたものにすぎない」というのである（田山輝明、同上、42～44）。「昭和三五年六月二三日新安保条約と地位協定が批准され、発効した。そこに、米軍基地賃貸借契約は旧安保条約に基づく行政協定を実施するために締結されたものであるから行政協定の失効によって、効力を失うのではないかという問題が生じた。北富士演習場については、忍草区長名において、この問題について適切な処置をとるよう申し入れがなされた。・・・これに対して調達庁は、新安保条約においては、・・・その実質的内容を異にするものではなく、特に現実の使用者である米軍の施設区域の使用形態は地位協定で律せられるが、関係規定は旧行政協定と同一趣旨であるので、現賃貸借契約のもとに新安保条

約上の米軍に土地使用を許すことは、契約の目的・内容に違反するものではないと述べて、契約の継続性を確認した。・・・両者の主張は、法律論としてみる限り、北富士・忍草区民の主張のほうが説得力をもっているように思われる。いずれにせよ、新安保条約・地位協定の発効によっては再契約をする必要はないというのが政府の見解であった」(田山輝明、同上、45)。

忍草の入会闘争は長期に及んでいる。当然、闘争も変容を経験する。田山は、忍草における入会闘争の変容過程を三期に分けて記述する(田山輝明、同上、125～138)。闘争の第一期は、入会権回復闘争、権利のための闘争であり、多分に経済闘争であった。第二期は、日米安保条約を意識した闘争で、全面返還・平和利用という基地返還闘争の色彩を帯びてきた。この時期は農民が成果を獲得した一方、入会組合の内部分裂が表面化したという特徴をもっている。そして第三期が、民法六〇四条を楯にし、沖縄との連携を探るなか、運動が全国的な展開を示した時期である。

闘争の第一期(昭和30年～35年)。「忍草部落の入会権回復闘争は、昭和30年6月に始められた。その主張は、同年5月15日付けの〈請願書〉(長田早苗名義)において述べられているが、その要点は、国有地たる梨ヶ原にも入会権が存在するということであった。この時に運動の指導者が用いた法理論は、入会権を地盤の帰属とは関係なく構成する入会権学説であった。・・・忍草部落は、安保条約地位協定は国家間の合意であるから、それによって個々の国民が自己の財産を直接拘束されることはない。したがって、一方的に強制接収された入会地を、接収状態のまま継続して安保条約・行政協定上の施設・区域として米軍の用に供した行為は完全に違法である、と主張した」(田山輝明、同上、126～127)。この時期の闘争は、「先祖伝来のつちかわれてきた地元農民の富

士への愛着と農民の梨ヶ原への執着、農業経営に不可欠な補充物＝入会権を奪われた生活に訴えたもので、反米、反政府、平和というような一定のイデオロギーに支えられたたたかいではなく、したがって、労働者との共闘もなかったし、政党との特定のつながりもなかったのである。たたかいはいわば純粋な経済闘争として出発したのである。・・・国からの補助金増加により、国有地上の入会権の確認ではなく、入会慣行の確認によって妥協し、たたかいは一応終息した」(田山輝明、同上、126～127)。この時期の闘争は、入会権の確認という「権利のための闘争」が、補償額とセットになって展開されていたと見ることができるであろう。しかし、米極東戦略の変化に伴い昭和三二年以降、北富士演習場に常駐していた米軍が撤退を開始したことによって、事情が変化する。「そこで忍草部落は、米軍が必要としなくなった施設・区域は日本国に返還しなくてはならない旨規定している行政協定第二条第三項にもとづいて演習場の返還を主張するに至った。・・・この段階で忍草の基地闘争は、一つの転換を迎える。これまでの入会権回復闘争の目的は入会権の確認と提供手続是正の闘争であったが、ここに至って演習場の返還闘争としての性格をおびるようになった」のである(田山輝明、同上、127～130)。忍草部落の闘争は、新安保条約そのものへと向けられ、農民二〇〇名がむしろ旗をかかげて初めて東京の安保反対デモに参加した。そうした中、「昭和三五年八月九日、江崎防衛庁長官と地元代表との間に妥協が成立し、政府は演習場の返還と入会権の尊重を約束した。しかし政府が約束した「返還」というのは、忍草部落が期待していた全面返還ではなく、自衛隊への使用転換にすぎなかったのである。・・・忍草部落の闘争目標は米軍から「米軍と自衛隊」へと転換せざるをえなかった。しかしここでも闘争の経済主義的側面が顔をのぞ

かせることになる。条件次第では、自衛隊への使用転換に応じてよい、という条件付き転換論の台頭がこれであった」（田山輝明、同上、127～130）。

闘争の第二期（昭和36年～45年）。この時期の焦点は演習場の返還である。「昭和36年5月7日から、忍草農民は、前年、江崎防衛庁長官との間で締結された〈返還〉と〈入会慣行の尊重〉の公約が何ら実行されないことを不満として再び演習場内に立入りこみを開始した。そして130日におよぶ闘争の末、「政府は忍草区民が慣行に基づき梨ヶ原入会地に立入り、使用収益して来た慣習を確認するとともに、この慣行を招来にわたって尊重する」という政府覚え書きを手渡すことによって終結した。同年10月、忍草部落は、右覚書に基づく、林野雑産物補償適正化交渉を国に要求したが、最終段階で交渉は決裂した。・・・しかし、忍草側は、昭和37年12月20日の合意書（政府覚書：内藤・佐久間注）は契約であるから、これを基準にして従来の補償額の差額を払うよう要求し、東京地裁に訴えを提起した（38年6月）。昭和三十九年五月忍草部落は「国は補償適正化の公約に自ら反しているので、自分の手で入会権を取り返す」旨の文書を国に提出し、梨ヶ原に自衛隊不法使用禁止小屋を建てて、座り込みを始めた」（田山輝明、同上、130～131）。「昭和四十一年に発行された母の会発行のパンフ「北富士演習場問題を訴える」では、次のように述べている。「私たちの間にも、意見の差があることは事実です。極めて少数ではありますが、若干の者はさきに発出した入会慣習確認の政府覚書を事実上骨抜きにしようとしておこなっている施設庁の策略にのせられ、「末の百より今五十」「お上が下さるなら見舞金でも何でも結構」と自ら入会の特質である集団補償性を無視して、防衛施設庁の軍門に降った人もあります」（田山輝明、同上、

131）。以上が忍草の基地反対闘争の第二期である。そして同時に、闘争の足並みが乱れを見せた時期であった。

忍草農民の演習場全面返還闘争〈第三期〉は、北富士演習場に沖縄の米軍が現れたときからで、忍草の農民の意識はさらに変化する。「昭和四六年には沖縄の代表が北富士を訪問し、母の会会員たちと交歓した。母の会は昭和四七年一月末から甲府市へ連続四十二日間出かけて行き、民法六〇四条問題を県民に訴えた。・・・政府は昭和四七年四月二六日、民法六〇四条に関する政府統一見解を発表せざるをえないことになった。政府統一見解は、①政府が米軍に提供するために民・公有地の地主と結んだ土地の賃貸借契約は、民法六〇四条の規定によって二十年で契約期間が満了する、②引き続き基地として米軍に提供する土地については、政府は地主との間で再契約を締結する必要があるというものであった。・・・この問題は全国的問題であり、受け止め方次第では在日米軍基地のあり方そのものにもかかわる問題である。しかし何とんでも北富士演習場の約三分の一を所有している山梨県は最大の地主であるため、同県知事の態度決定は注目されていた。同県の田辺知事は、当時二期目であったが、初当選のときから主要な公約の一つに北富士演習場全面返還・平和利用をかかげていたため、場合によっては政府生命にもかかわる問題となっていたのである。同知事は、五月三日、防衛庁長官にたいして北富士演習場の返還を要請し、もし応じない場合には再契約を拒否する旨、申し入れた」（田山輝明、同上、135～138）。

以上が田山輝明による忍草部落の闘い—その経緯—に関する整理である。田山は、こうして、忍草農民の闘争を三期に分けて観察した後、忍草農民の基地闘争の性格を以下のように分析する。「忍草農民の基地闘争は特殊なものだとか、経済

闘争だとか、法律闘争だとかいわれることがある。一体他の基地闘争とどのような相違点があるのだろうか」(田山輝明、同上、138)。そして砂川との比較で、忍草部落の基地闘争の違いを三点指摘する。「(イ) 砂川の場合農民が土地そのものを奪われることに反対するたたかいである。・・・これに対して忍草の場合は、土地そのものではなく、入会権の回復を目的とするたたかいであるから、すでに基地になっている土地を基地でなくするたたかいである。したがって長い継続的な戦いとなる。(ロ) 砂川の場合には、曲がりなりにも安保体制に移行してから基地拡張がなされたのであるから、基地拡張が実施される時点で反対運動が可能であった。それにたいして北富士の場合には占領権力によって接収され、安保体制移行後、引き続き施設区域として提供されるものであるため、反対闘争が可能になったときには、すでに基地となっていたのである。したがって、反対運動は初めから基地を基地でなくすることを目的とせざるをえなかった。(ハ) 砂川の場合には土地を返還してもらっても飛行場となっていた土地を簡単に農地として利用することはむずかしい。これにたいして忍草の場合には、荒らされてはいても、すぐに入会地として利用できる。こうした条件の相違によって、闘争形態も異なったものになってくる。砂川のような場合には基地の認定・拡張などをめぐるたたかいであるから、比較的短期の激しいたたかいにならざるをえない。これにたいして忍草のような場合には基地設定手続に限定することなく、安保条約・地位協定、さらには用地の賃貸借契約書など基地法制全般にわたって問題点を指摘することによって、運動を展開していくことになる」(田山輝明、同上、139～140)。この、田山の整理については、後にあらためて取り上げることにしよう。

(3) 忍草母の会事務局『北富士入会の闘い—忍草母の会の42年—』・安藤登志子『草こそいのち—續・北富士の女たち—』・斑目俊一郎『北富士演習場と天野重知—入会権をめぐる忍草の闘い—』

忍草母の会の闘争記録はこの闘争をリアルに描き出していて、北富士をめぐる入会闘争の理解には不可欠な「資料」である。もちろんそれは闘争を挑んだ人びと(後に脱退した人びとの存在を念頭におけば最後まで闘った人びとと言っておこう)の側から記述された記録であるから、まず、そのことを念頭におくことが必要である。

美恵「母の会ができたっていうのは、六〇年安保の時、先生(天野重知氏)が「安保に行け」って、そのときだね。安保なんていうことはわからないわけだ、忍草の農民には。安保って何だって言ったら「アメリカと日本の親方が話し合えば、この演習場、あんたたちがいくら反対しても、一生使うだよ」って先生が言ったわけだ。公民館へ集めて、「それじゃいくべ」って、バス六台位ぐらい行ったずら。その帰りのバスの中で樺美智子さんが死んだというニュースを聞いた。うちの方じゃあかちゃんおぶってきた人もあるし、いろいろあったわけ。「女でも闘えるんだ」ってみんなバスの中でずっと話し合ってた。これが契機になった。それで帰って来て、二日くらいたってから、じゃこれ、母の会作った方がいいぞ、女でも闘争ができるんだということで。それでうちの会長(渡辺喜美江さん)が会長になった」。{6・15参加から二日か三日でできたわけですね}。美恵「実際にはその一カ月後の七月十五日に先生「天野重知氏」が呼びかけて忍草母の会ができた。最初は二五人ぐらいだったが、一カ月後には「おらもいれり」ってふうになって村の三〇〇戸全体に広がった」(忍草母の会事務局『北富士入会の闘い—忍草母の会の42年—』、2003、38～39)。

忍草の入会闘争は、この闘争を指導した天野重知＝天野天皇ともいわれた先生の存在抜きに考えることができない。天野重知は山梨県南都留郡忍野村に生まれ育っている。天野重知にとって忍草は「誰にもとられたくない天野重知のわが村である」(斑目俊一郎、前掲、2005、149)。以下、母の会の闘いを観察しよう。

忍野村、とりわけ忍草について天野重知がだしたビラは多い。しかも、忍草入会組合長としてのものをはじめ、桧丸尾の払下げを求める会会長、忍草国有入会地を守る会会長などなまえもいろいろである(斑目俊一郎、同上、149)。以下は、天野重知と入会権問題の軌跡である。少し長いが、この闘争の経緯と天野重知の行動を理解するために引用する。

1909年 明治四十二年一月一日、忍草村(現、忍野村)に生まれる。父、義近氏は山梨県県議会議員一人っ子。地主で素封家。

1926年 大正十五年。旧制山梨県立都留中学を卒業。卒業後に志願して陸軍(横須賀・重砲連隊)へ入隊。その後、山梨県議会議長だった父が死亡。父の事業だった富士山自動車を引継ぐ。

1939年 昭和十四年三十歳で忍野村村長に立候補し当選。旧陸軍と入会権について交渉。その後入会権問題を県政の場で確立するため県議選に立候補するため村長を辞任する。

1945年 昭和二十年。敗戦により十一月に米軍が旧陸軍北富士演習場を接收し米軍演習場に。このとき、演習場二〇〇〇ヘクタールの払下げを申請するも実現できなかった。

1947年 昭和二十二年。天野重知の指導で忍草

入会組合を結成。

1953年 昭和28年。調達庁(現防衛施設庁)と交渉の結果、林雑補償要領、補償額算定基準を制定させ、林業雑補償制度を確立。

1956年 昭和三十一年。前年(1955年)に約束を取り付けた三〇〇ヘクタールの約束は反故にされる。しかし、この年(1956年)に、桧丸尾四〇ヘクタールの使用を認められ、実質的には「永続使用保証」される。之を山梨県は終始反対するが、忍草は桧丸尾に土や水を運び赤松等を植林。

1960年 昭和三十五年。忍草母の会結成。

1964年 昭和三十九年。北富士演習場林野関係権利者協議会を結成。

1966年 昭和四十一年。天野総一郎・吉田恩賜林組合長は、北富士演習場の「自衛隊違法使用排除訴訟」を東京地方裁判所に忍草の協力を得て提訴。

1967年 田辺国男が山梨県知事に当選。忍草入会小屋を梨が原着弾地に建てる。また「全面返還」を要求して着弾地に忍草母の会が座り込む。

1968年 昭和四十三年。忍草区民三十一人が「舊忍草入会組合」を結成。反・天野重知の動きが具体化する。

1969年 昭和四十四年。北富士演習場林野関係者協議会が解散、山梨県主導の北富士演習場対策協議会(県演対協)結成。

1973年 昭和四十八年。北富士演習場が米軍演習場から自衛隊演習場に使用転換。

1974年 昭和四十九年。忍草入会組合から脱退・除名組が忍草第二入会組合を結成。

1977年 昭和五十二年。返還国有地二一〇ヘクタールを山梨県が横取り。

- 1978年 昭和五十三年。返還国有地吉田恩賜林組合が植林。忍草は反対闘争。
- 1984年 昭和五十九年。道路公団、東富士五湖道路起工式。
- 1985年 昭和六十一年。松丸尾入会組合小屋撤去をめくり、忍草と機動隊と対決。
- 1989年 平成一年。松丸尾入会の森キャンプ場開設。
- 1995年 平成七年。沖縄県連一〇四号線越え実弾射撃訓練の廃止で、北富士演習場などへの分散決まる。
- 1997年 平成九年。米海兵隊の北富士での実弾演習場開始。以後、毎年実施。
- 1998年 平成一〇年。忍草入会第二組合（反天野派）が、松丸尾を立木交換で吉田恩賜林組合に売る。
- 1999年 平成十一年。忍草村入会集団を天野豊徳、渡辺喜美江、天野美恵らと結成。代表になる。梨が原を「国民憩いの場」にすることを目的にかかげる。
- 2000年 平成十二年。吉田恩賜林組合の火入れに抗議、座り込み。また沖縄米海兵隊の北富士演習場での演習に抗議し、中止を訴えて座り込み。
- 2003年 平成十五年。忍野村村長選挙に立候補を決意するも、渡辺・忍草母の会死亡で断念。米軍演習に抗議し、前年どおり北富士演習場入口で座り込み。この年十二月三〇日風邪下で肺炎を併発。急逝。
- 2004年 平成十六年。返還国有地二一〇ヘクタールが、山梨県より吉田恩賜林組合に際払い下げされる（斑目俊一郎、同上、203～206）。

忍草の入会闘争は国や県にとって疎ましい存在であった。とくに山梨県と手を組み、天野重知の

忍草入会組合を支配下に入れ、演習場行政の主導権を握ろうとしていた吉田恩賜林組合にとっては、忍草入会組合を分裂させて力を弱めることが必要であった。<sup>4)</sup>

米軍演習場から自衛隊演習場への使用転換や国有地二一〇ヘクタールの地元払下げ等の機会を捉えて、天野重知の力を削ごうといろいろな反忍草工作を行った（斑目俊一郎、同上、154）。天野重知を誹謗中傷するビラが創られ、天野重知に対し、「入会権や林雑補償金を餌にして、純心な農民を私利私欲のために狂奔させ、自己満足の具とする」悪質な指導者、暴力団の手先とまで呼んだ（斑目俊一郎、同上、155～156）。山梨県が国以上に天野重知潰しに積極的な理由は、山梨県下にある三十六恩賜林組合が管理している山梨県有地一八万五〇〇〇ヘクタールの山林、原野に「地元住民の入会権がある」となったら、山梨県はこの山林を思うように使うことが出来ない。北富士演習場内の国、県有地に忍草入会組合の「入会権を認める」ことになれば、それが県下一八万五〇〇〇ヘクタールに影響することになるからであった（斑目俊一郎、同上、156）。もっともこのような山梨県の手法は過去にも、取られたことがある。北条浩によれば、山梨県は、戦前にも、「恩賜県有財産管理規則」をつくり、入会に対する県の主導権を確立する策謀をおこなってきた。（県令）熊谷喜一郎と上山満之信の合作、〈恩賜県有財産管理規則〉は、法律上の権利者であり、実際上の権利者でもある入会民とは縁も由縁ゆかりもない県会議員たちの皮算用と、木材ブローカーの協力を得ることに成功し、〈恩賜〉という名のかくれ蓑のもとに〈県民のため〉という旗じるしをかかげ、入会民の収益の大半を自分たちにもとすることができる。そのような計算書であったという（北条浩、前出、106）。そして、そうした山梨県の画策に対し、南都留郡（現在富士吉田市）村長・渡辺

瑛美の〈陳情書〉は抵抗の姿勢をしめしている。「いま、県がとるべき良策は、入会団体の入会権を確認し、入会団体にまかせることである、と執拗に食い下がった。・・・渡辺瑛美はいう。自分たちは入会人民の財産であったものを政府はむりやりにとりあげ、いいかげんなころに県に渡してしまったものについて、いまさら〈恩賜〉だからといってみても、しよせんそれは県当局者のたわごとであって、地元入会には通用しない。〈村民ハ其何レノ点ガ恩恵ナルカラ知ラス〉。そのうえに、自分たちの財産を使用・収益することがただちに法律違反となって犯罪者とされたのでは、〈恩賜〉どころか〈怨視〉である、というのである(北条浩、前出、138～139)。それが時を経て、今度は県と富士吉田恩賜林組合の合作で、再び行われようとしているのである。しかし、天野重知は、忍野村、とりわけ忍草にこだわった。「それはいわゆる故郷を愛する心とは少し違うと思う。北富士演習場に入会権を有するということが、まずあった。入会権闘争のために忍草をまとめ、松丸尾を手に入れた。そして梨ヶ原を土台にした理想的な農村を考えた。しかし、その入会権闘争を敵視する山梨県、国によって松丸尾は取り上げられ、梨ヶ原の松林と交換させられることになる」(斑目俊一郎、前掲、156～157)。<sup>5)</sup>

忍草の入会闘争は天野重知によってリードされた「母の会」の運動であった。「母の会」の運動について、安藤登志子の記述からなお詳しくみておくことにしよう。「敗戦になると直ちに忍草組は演習場内国有地二〇〇〇町分の入会地払下げを大蔵省に申請した。・・・闘争の目的は、「終始一貫、入会権を取り戻すことであった」。しかし、「政府は「国有地の入会慣習を尊重し、早期返還に努力する」と三回も約束したが、これは一方的に破られている」(安藤登志子『草こそいのち一續・北富士の女たち一』、55～56)。「林雑補償

(北富士演習場林野雑産物損害補償)。入会農民の暮らしの八割の糧を入会地から得ていた。そのころは三百頭余も居た家畜(牛馬)の毎日の飼料となる大量の草、山菜、葉草、その他。これらの農業に欠かせない生活の糧が、戦後米軍の演習により入会地への立入が制限され、日曜日だけの採取しかできなくなった。このことにより農民が被っている損害に対する補償である。・・・農民代表は天野重知(当時顧問)を先頭に、外務省へ、調達庁(防衛施設庁の前身)へ、アメリカ占領軍へ、文字通りお百度を踏んだ。・・・その結果、一九五三年(昭和28年)ついに望みが叶って第一回の補償額380万円を手にした。政府は「見舞金」としたが、入会農民が自力で林雑補償を制度化させ、国から入会権の代償として、年々千万単位(資料有)を獲得したことは有史以来のことである」(安藤登志子、同上、57～58)。「はじめは〈忍草のどん百姓に何ができるか〉とあざ嗤っていた他地区の人びとも忍草に続けとばかり、続々と入会組合を結成していった」(安藤登志子、同上、59～60)。

米軍の沖縄への転出で忍草は一つの新しい段階を迎えることになった。権利者協議会(北富士演習場恩賜林野関係権利者協議会)天野組合長の甲府地裁の証人尋問は、明らかに、忍草農民の要求と国の対応に齟齬・対立があることを示していた。<sup>6)</sup>

国側の要求は一にも二にも「使用転換」。そこでこちらの要求が満たされれば使用転換でもよろしいと、約束するわけです。非常に具体的でした。それがどうして崩れたか。それは、ひとえに、入会問題に関する山梨県の態度にあったといってよい。演習場に入会権を認めると、山梨県は県有林を独裁的に売ることができなくなる。「〈国が権利者協議会と協定を結ぶなら勝手にしろと、県有地は貸さない〉と。北富士演習場の大部分を占める県有地を貸さないというのでは演習場はなりた

ちませんから、結局防衛施設庁はこちらに謝罪したわけです。・・・つまりここで、使用転換における国と県の妥協が成立するわけです。昭和四〇年でした」(安藤登志子、同上、66～71)。そうになると、県は忍草の入会闘争をつぶさなければならない。そしてそれが、忍草農民に対する経済封鎖となって現れてくる。忍草は林雑補償を多額にもらっていて、それを闘争費用に充てている。そう非難して、忍草の人間を使って、県警、検察庁へ「背任横領」で告訴させるというやり方をした。「もちろんお金です。昭和四一年でした。これが県と国が一体となった忍草入会組合に対する内部攪乱、分裂策謀の第一回目の事件です。このとき忍草入会組合から一部の脱退者が出ました。この人たちは第二組合「旧忍草入会組合」を名乗っているわけです。・・・「告訴事件」は七年間つづきました。この告訴事件と経済封鎖とで忍草を一挙に切り崩そうとしていた訳です」(安藤登志子、同上、71～72)。母の会は、闇黒県政天野久の五選反対」を叫び、全面返還・平和利用、県有地の入会権を認めるという田辺候補を支援し、田辺知事を誕生させることに貢献した。

一九六六年(昭和44年)六月、「北富士演習場の全面返還、平和利用への地元の意志統一。演習場使用料の値上げ。林雑補償等、当面する諸問題を解決する等」(安藤登志子、同上、78)の方針を掲げて、演対協(北富士演習場対策協議会)は設立され、会長に県議会議長小林昌治(故人)、副会長中村太郎議員、同渡辺孝二郎(元恩賜倫組合長)が就任した。理事会(議決機関三二人)の構成員は各入会組合長、市村長、市村議会議長、県議会の各政党代表等。当時権利者協議会という有力な組織があったなかで演対協(北富士演習場対策協議会)の設立に対し、天野忍草入会組合長は懐疑的であった。一度辞退したものの、周囲の要請(社会党の原県委員長など)もあり、二つの

条件を申し入れて加入した。「その一つは演対協の全ての行動を決める場合、「多数決」でなく「全員一致」とする。一人でも反対があったらだめ。二つは規約を改めること。それを認めたので入ることになった。いまでも規約はそうなっている。・・・実行はどうか。とても全面返還とか入会権を守るとかは、ほど遠く、遠いどころか逆に使用転換、入会権撲滅の傾向が次第に強くなってるので脱退となった。七三年(昭和48年)四月六日、忍草入会組合は脱退した。・・・果たせるかな、われわれの思惑通り使用転換へ崩れ込んでいくわけです。忍草は罠にかけられた。そこで、北麓住民にとって最も大事な入会権の問題が演対協と国とで処置されることになる。権利者協議会がもっていた国との交渉権を演対協会長が握るということは県が握ったということになる」(安藤登志子、同上、78～80)。

演対協の攻撃は林雑補償に向けられた。林雑補償は生存のための入会収益が甚大な損害を被った農民が、長い年月をかけた辛苦の努力によって、ようやく得た補償であった。(それを演対協は)、林雑補償の根拠は入会権でも、慣習上の利益にたいする補償でもない。法的根拠に基づく補償ではない、あくまでも行政処置による補償金という名の「見舞金」であるとした。それで「見舞金」を欲しい者は、その人の住んでいる地域の入会組合長に補償金をもらうことを委任する。委任を受けた入会組合長は演対協会長に白紙委任すること。この手続きをとった人には演対協会長は防衛施設庁と話し合っ「見舞金」をだすことにする。演対協会長に白紙委任しない者には金は出さない。これが演対協の方針である。その「見舞金」とは、昭和四二年以降、忍草入会組合へ未払いとなっていた四千八百万円であった(安藤登志子、同上、80～81)。この演対協(山梨県)の対応は、多分に、明治期における山梨県(県令)のとった方針

と似たものである。「政府は忍草入会組合に支払うべき補償を払わないで経済封鎖し、枯渇させて組合員を飢えさせていて、組合を分裂させるために個人宛てに委任状を送りつけた。そのとき組合の内部から九九人が入会権を放棄して、入会組合に脱会届を出し、白紙委任状で見舞金を受け取った。これが防衛施設庁と演対協による、忍草入会組合に対する第二回の謀略であった。・・・忍草入会組合は演対協を脱退しているので、林雑補償は演対協を通さず、国が忍草入会組合へ直接払うべきであると、忍草入会組合は国を相手に東京地裁へ仮処分を申請した」(安藤登志子、同上、80～81)。

ベトナム戦争で、北富士演習場に、また、米軍がもどってきた。「沖縄から富士演習場へ来る海兵隊は四～六週間、大型、小型火器実弾演習を行い、そのうち北富士で大型実弾演習を幾日か行ない、それが終わると沖縄へ帰り、今度はフィリピンのスピーク湾で上陸演習をして沖縄に戻り、ベトナムへ出撃すると言う訓練コースをとっていた。二月一八日、母の会は国道沿いのハnst小屋に「ベトナム・ラオス侵略米軍の北富士侵入、断食阻止」の横断幕を張った。そして、母の会は二名のハnst希望者を呼びかけた。なんと申し出た希望者は三〇名を超えた。そこで、長老から渡辺まささん(73歳)と大森より子さん(62歳)が選ばれた。断食の期間は八日間。家族は「母親の生涯を入会権を守るたたかいに捧げる気持ちです」といって二人を送り出した」(安藤登志子、同上、89～91)。「七一年六月二六日、忍草入会組合は第九小屋を国有地との境界の県有地内に建てた。母の会はその日から座り込みを始めた」(安藤登志子、同上、109)。忍草入会組合は、入会権の行使のためには入会小屋が不可欠である。また慣行物件の公示方法として、米軍・自衛隊による入会権侵害に対する監視のためにも入会小屋

が必要であるという旨の声明書(「小屋の建設に当たって」)を出してその正当性を訴えた(安藤登志子、同上、95～112)。

「沖縄の解放は北富士の解放」というスローガンを掲げている母の会は、七一年の沖縄返還に係る「沖縄における公用地等暫定使用に関する法律」案および一連の関係国内法が上程され、可決された十一月～一二月の国会に向けて、二三日間の長期東京行動に決起した。・・・沖縄―北富士―ベトナムの海兵隊コースのはざままで「富士をベトナムにつなぐな!」と、母の会は身を以てたたかってきた」(安藤登志子、同上、130～135)。「沖縄返還闘争の波に乗って、北富士のたたかいは民法六〇四条の問題を浮上させた。一九五二年(昭和17年)日米講和条約の締結と同時に、日米安全保障条約とそれによる行政協定が結ばれた。政府は安保条約第三条に基づく行政協定を実施するために「日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する目的をもって」軍用地地主と賃貸借契約を結び、本土の米軍基地および施設を米軍に提供している。これまで政府は米軍に提供している「施設・区域」の賃貸借期間を「米軍が不用となるまで」の不確定期限としていた。ところが、民公有地には安保条約による施設・区域にも民法が優先されることが明白となった。したがって「賃貸借契約ノ存続期間ハ二〇年ヲ超ユルコトヲ得ス」とする民法六〇四条の規定により、政府が主張する「不確定期間」が崩れ、契約地主の権利が明確となった。沖縄では米軍基地の契約を拒否する反戦地主会が発足した(71年12月9日)」(安藤登志子、同上、143～144)。「さて、米軍北富士演習場は国有地を除き、六割を占める県有地が一九五二年(昭和27)以来、一九七二年(昭和47年)で満期二〇年となり、民法六〇四条により返還される。一二月一四日、忍草入会組合(当時渡辺勇組合長)と母の会代表は県庁に出向き山

梨県議会に全面返還、平和利用の実現のための請願書を、田辺知事には質問書を、それぞれ提出した。・・・同日、忍草入会組合と母の会は、全国に先がけて、一一〇の米軍基地提供地主に向けて、再契約を拒否しようと訴えた」（安藤登志子、同上、145～146）。「忍草入会組合と母の会が提起した民法六〇四条の波紋は大きかった。虚をつかれて防衛施設庁は期限切れの迫る地主との再契約を取りつけるために、札東攻勢で一一〇の米軍基地をかけ巡った。土地の返還を求めてたたかっていた地主（砂川基地拡張反対同盟等）は六〇四条に共鳴した。しかし大半の地主は思いがけない札東の前にどよめいたのも事実だろう。北富士演習場は全面返還の「県是」実現を疑う余地はなかったのである。田辺知事は県有地の再契約を拒否したばかりでなく、国有地を含む全面返還を政府に申し入れたのであった。六月県議会の所信表明では「美濃部知事にもできないことをやった」と、大見栄をきったほどであった。もしそれが実現した暁には、田辺知事は県政史に輝く榮譽となり、永久に称えられたであろうに。しかし、それからわずか二カ月後に県是の公約をくつがえしている。九月県議会の所信表明では「田中総理のお招きを受けまして（八月二三日）一」と、ひんぱんに上京していた田部知事は、八月二八日、二階堂官房長官との間で、①民生安定事業の推進、②林雑補償の早期解決、③富士保全法制定を条件として八月二八日から三カ月間「県有地を米軍の用に供する」という暫定使用協定に調印したのであった」（安藤登志子、同上、166～167）。「一九七三年四月三日、北富士演習場を自衛隊に使用転換する「本協定」が政府・防衛庁と県知事、演習協会長、恩賜林組合長との間で調印された。協定は「北富士演習場使用協定（本協定）」とそれに付随する二つの覚書「北富士演習場に関する覚書」「富士保全整備法に関する覚書」である。政府と

地元の両者が合意した条件は、すでに前年八月一八日、「暫定使用協定」締結時に田辺知事と二階堂官房長官が取り交わした「覚書」を訂正して、①演習に不必要な国有地の一部の払い下げは二一四ヘクタール、②基地周辺整備事業つまり民生安定事業費は百三十億円（五年間）、③「富士保全法」の三条件であった。一九五八年九月に防衛庁が山梨県に使用転換を申し入れて以来、一五年間、農民の抵抗によって果せなかった宿願の調印であった」（安藤登志子、同上、179～180）。しかし、問題はそれで終息しなかった。軍事基地安定使用のために、基地周辺の住民に対して、基地があるために被る損害や不満を助成金で和らげ、それによって基地反対闘争を抑える「基地周辺整備法」が一九六六年に制定されたのである。さらに、「使用転換問題、沖縄返還、民法六〇四条問題が浮上する七〇年代になって「現在の基地周辺整備法では解決できない問題を解決するために」（衆議院内閣委員会における増原長官の答弁）特別立法が制定される。これは市町村に「民生安定施設の助成をする」というような水準をはるかに超えて、対象を都道府県レベルまで格上げし、町ぐるみ、県ぐるみ、経済的、イデオロギー的に基地のもとにからめ取って軍政を浸透させる、「軍都づくり」への地ならしとも言えるものであった」（安藤登志子、同上、181～182）。

使用転換のもう一つの条件、国有地二一四町歩の払下げは、三月三〇日の閣僚会議で「北富士演習場の使用に関する措置」として「演習場から除外し、林業整備事業を実施するため」恩賜林組合に払下げるという「密約」を作りだしている。この密約とは、「恩賜林組合は訴訟を取り下げ、使用転換に応ずれば、右土地の払下げを協議する」（安藤登志子、同上、183～185）というものであった。

恩賜林組合がこれを受諾した。ところがこの払

下げは多くの問題を孕んでいた。「母の会」はこの払下げの不当性を次の五つの問題として指摘した。「①恩賜林組合は恩賜県有財産を保護するため、地方自治法二八四条によって設けられた一部事務組合であるから払下げを受ける資格はない。②安く見ても坪あたり時価三万円の国有地を三百円以下という飴玉一個の値段とは不当な払下げではないか。③恩賜林組合は組合有地六〇町歩を富士急行に課すことを決議している。これまでも転貸し（一五町歩）転売（三〇〇町歩）している。そんな団体は払下げを受ける資格がない。④東京、神奈川、埼玉などの返還国有地は二ケタの面積でも三分割（地元、省庁、将来のために大蔵省保有）という。山梨県だけが三ケタの面積を一組合にそっくり払い下げるとは、これも不当である。⑤この土地は明治以来、民有入会地として残った土地であって、忍草入会組合は三年前から払下げを申請していた。この土地が戻れば、出稼ぎを余儀なくされている農民は生涯を農業で全うできる。それが、「民生安定のために」という払下げの条件ではないのか。この土地の中には昭和三〇年、忍草入会組合が植林した松丸尾四〇町歩が含まれている。・・・富士吉田市の北富士入会組合は母の会の訴えに呼応して、当事者参加で東京地裁の訴訟取り下げにストップをかけることを申しれた。また、富士吉田市の新屋開拓協同組合も耕作権を主張して現地集会を行い「不当払下げ」のたたかいに連帯した」（安藤登志子、同上、184～185）。

#### (4) 忍草村の歴史と構造—古島敏雄編『山村の構造』

忍野村忍草の入会闘争が、隣接する中山町や富士吉田市と異なり、特異な展開を示したのは決して偶然ではない。忍野村忍草は隣接市町村とは異なる構造をもっていた。忍野村忍草の闘争は、そ

うした村の「構造」と関係がある。忍草村の構造については、よく知られた古島敏雄編『山村の構造』（1952）がある。これは忍草村に関する優れた実証研究であり、忍草村の分析についてはこれを凌ぐ研究は見当たらない。もちろん、同書にはわれわれの試みる入会闘争の理解にとっても有益な、史料価値をもった文献である。以下、古島らの研究を概観しよう。

「忍草のような劣悪な自然条件のところに、一體いつごろから村が作られたのかはわからない。調査のかぎりでは寛文九年（1669）というから、今からちょうど280年前の検地帳が、この村の歴史を語り始める最初の史料である」（古島敏雄編、同上、27）。「焼畑農業のこのようなアワ・ヒエの村は、明治20年頃になって東山梨方面から〈トモロコシ〉が導入され、以降次第に従来の作物に代わって主産物となってゆくに従って、畑作農業の〈トモロコシむら〉に変貌してゆくことになる」（古島敏雄編、同上、1952、93）。富士山麓に位置する高冷地のこの村は貧しい村であった。「高冷地の冬をしのぐ燃料、比較的多く飼っている家畜の飼料を満たすためには、300町餘の村内林野では従来とも不足であったが、それを満たすためには、隣村中野村地籍にまたがる梨が原とよぶ原野を永年の慣習に任せて利用してきているのである。この地は江戸時代以来数カ村の入会地であり、馬稼ぎをする村々の馬糞採取地・燃料採取地として利用を続けてきている。忍野村と中野村の村界に沿って走る県道（舊鎌倉往還）に沿った地域（中野村地籍）は燃料林であり、それに続いて採草場があり、福地村に属する部分は明治44年に御料地を県に拂下げた恩賜県有林の形で、その利用は入会形態で附近四カ村の利用する林地をなしている。一番下部の燃料採取地は、富士山麓電鐵の開通とともに、同会社が計畫した山中湖畔別荘地帯據定地として、入会諸村より同会

社に売却され、同会社は更にこの地の大部分を別荘建設希望者に分譲したのである。その後も、別荘建設の行われぬ地域は関係諸村の上毛の入会利用をつづけてきた。それによって大部分の農家は冬季四、五十日の燃料採取によって豊富に燃料を使い、牛馬の飼育も可能になっていたのである」(古島敏雄編、同上、18～19)。

近代(明治～戦前の昭和)における忍草の発展は、「第一期駄賃つけ期(明治初年一日清戦争前後まで)、第二期養蚕および機業期(明治30年前後から大正7、8年の前世界大戦終了時期まで)、第三期出稼ぎ期(大正9年頃から昭和農業恐慌昭和6、7年頃まで)、第四期出稼ぎ減少期(満州事変に始まるインフレーション上向期から、太平洋戦争敗戦後の農地法の成立、未曾有の農村インフレと農村の混乱を経て現在に至る激動期)としてとらえることができる」(古島敏雄編、同上、85)。「この農業生産に恵まれていなかった貧村にとっての現金収入は駄賃稼ぎであった」(古島敏雄編、同上、42)。「唯一の生業ともいべき駄賃つけは、明治5年に従来の黙許の形から新政府によって公認され公然と行われることになった。すなわち明治五年に陸運会社を自由に設立することが許されるや、早速この村の駄賃つけの属していた上吉田に陸運会社が設立された。そして、駄賃つけはむら人が生活を維持する唯一の綱であったから、この陸運会社の下ではほとんど主業というほどまでに盛んに行われたのである。・・・しかもこの駄賃つけの仕事すら、むら人に全部均しく恩恵を興得たものでなくて、比較的中上層農家の身がこれに関与したのである」(古島敏雄編、同上、94)。しかし、「前代の主業とも言わべき駄賃つけは、日清戦争前後から急速におとろえはじめる。駄賃つけの収入に対して賦課された稼馬税は、既に明治26年を最後として姿を消した。・・・その後、駄賃つけに代わったのが養蚕」であった(古島敏

雄編、同上、104)。「元来この地方は自家製の生糸で平絹を織っていたが、明治以降ことにそれが盛んになり、谷村を中心に、郡内編・白郡内・織色郡内等と稱する種々の織物を出し、羽織の裏地、夜具等に用いられていた。その後は甲斐絹の字面を以て海風に換え大いに進出していたのである。このむらは、養蚕がさきにのべたように明治30年ごろまでなかったもので、かかる機業もなく、駄賃つけの衰滅したその頃では、駄賃つけの廃絶によって過剰になった労力は、代わってようやく登場した養蚕にもすいつくされることができず、当時盛んであった附近の甲斐絹織に進出したのである」(古島敏雄編、同上、108～109)。昭和農業恐慌の嵐は、「小作農はいうまでもなく自作農といえどもその影響を免れえなかった。少数の地主・高利貸しを除いた全体が困窮し、たとえその人一人は堅く勤勉節約を守っていても、親戚一家の連帯責任を負って倒産したのである」(古島敏雄編、同上、130)。「このような農業所得の激減は、必然的に自作農をも含めた広汎な出稼ぎにむらびとを追いやった。・・・まず女子の出稼ぎは小山町の富士紡績、岡谷・沼津辺りの人絹工場の女工としてであって、多数のものが親とわかれ兄弟と離れて劣悪な労働条件の工場に安い労働力を売った」のである(古島敏雄編、同上、135～136)。

忍草の村の構造、村社会としての特徴についても少しみておかなければならない。この村では地主-小作関係は決して強くない。しかし、この村にも、地主から宅地を借りているもの宅地小作があった。「この宅地小作の家々は、耕地や宅地を地主から借りているばかりでなく、薪炭採取のために、山林(この部落では、5パーセントの農家が76パーセントの山林を所有している)をとおして地主に支配されているのである。・・・宅地小作は、耕地や宅地の貸借、山林の利用によ

て地主に経済的に支配されているだけでなく、馬や農機具を借りるとか、金を借りるなどという点でも地主の〈お世話〉になることが多く、これにたいし小作は、地主の恩義に報いるため、冠婚葬祭の手伝いや盆正月のご機嫌うかがいなど、いろいろな形でつとめて地主に奉仕するのである。・・・忍草部落の農業は自作層を中心として、その上下に地主層および小作層という階層を形成している」(古島敏雄編、同上、161～164)。

この村の階層として注目されるのは家格である。「忍草部落の304戸の家々は、家格の関係からいって、舊家、新番、来たり者、フダイの四つに分けて考えられる。・・・この舊家のなかには、いまは古老をのぞいて村びとの意識のうえではほとんど区別されていないが、名主株12軒とそれ以外の家が区別される。名主株の家は、明治20年頃までは、徳川時代からひきつづいて村政を支配してきたのであり、いまの区長の前身である伍長総理は、すべて12軒の名主株の家によってまわりもち就任されていたのである。・・・たとえば、内野部落と交代でだすことになっている村長をみても、明治28年以降現在にいたるまで忍草部落出身の13人の村長中、昭和7年の一例をのぞけば、すべて舊家のひとびとであり、忍草部落の区長も、明治22年以降今日にいたるまでの59人中45人めが舊家のひとでしめられている」(古島敏雄編、同上、164～165)。「新番というのは、あたらしく分家した家のことである。このむらでは、村内分家が非常に多いのであるが、これらの分家はすべて新番とよばれるわけである。・・・来たり者というのは、明治以降、この村に流入し、定住したひとのことをいうのであって・・・閉鎖性のつよいこの部落では、きたり者は、定住してながい年月を経ても依然として他所者であり、村長はもちろん、区長や村会議員に選ばれたこともないという具合に、村役からは徹底

的に排除されている。・・・最後はフダイである。フダイというのは、歴史的には、おそらく徳川時代の抱・下人等がしだいに解放され独立してきたものと考えられる家であって、来たり者とちがって、もとの主家と思われる天野、大森、渡辺、長田の四姓を名のっている」(古島敏雄編、同上、167)。「この四つの姓に属する家は、それぞれの名の姓にしたがって、大森イットウ(一統)、天野イットウ、渡辺イットウ、長田イットウとよばれている。イットウは、本家、分家、分家の分家等、姓を同じくする父系の同族団と考えられ、親戚をふくんでいない。・・・イットウはさらにいくつかのイッケ(一家)にわかれている・・・むらの生活のうえでは、このイッケが相当大きな役わりをはたしているのである」(古島敏雄編、同上、170～171)。なお、「ここで忘れてはならないものに親分子分関係がある。・・・このむらでは婚姻のさいに仲人がもとめられるのであるが、この仲人が新夫婦にとっては親分となり、これにたいして新夫婦は子分とよばれるのである。親分になるのは、原則として、新夫婦の属するイッケの本家であるが、親分にたいしては、子分は一生涯親子の礼をとらなければならないのであって、この親分子分関係をとおして、世代を経、家数がおおくなるとともにしだいに遠くなってゆくイッケ内の本分家関係がふたたび結合をもたらすことになる」(古島敏雄編、同上、177)。また、「このむらの地域的關係を考えるうえで、看過してならないのは、イチリンカ(一隣家)の關係である。一隣家とは、ある家からみて、向三軒両隣のことであるが、一隣家であるであるということは、むらの生活のうえでは「はなはだ大きな意味をもってくる。たとえば、村会議員の選挙等も一隣家のひとが立候補すれば、かならずこれに投票しなければならないとされており、この關係を、むらびとはくイッケや縁類は逃げることができる

が、一隣家は逃げるできない」といっていた」(古島敏雄編、同上、182)。

古島のまとめである。「いままで、わたくしは、むらの構造をいろいろな側面から分析してきた。そしてむらの生活のうえでもっともつよい家の結合をしめすものとして、家格ないし階層の関係としては譜代・宅地小作が、血縁関係、血族関係としては直接の本分家が、姻族としては縁類が、また地域的には一隣家関係がはっきりと浮きぼりにされてきた。この譜代・宅地小作、直接の本分家、縁類、一隣家の四つに、擬制親子関係である親子分を加えて、むらびとはこれを部類とよんでいる。むらびとの生活は、この部類を基盤として進行し、むらびとの行動はこの部類によって制約されている。すなわち冠婚葬祭や農繁期の労力交換、金や物の貸借などむらびとの行動はこの部類によって制約されている」(古島敏雄編、同上、182)。

## 2. 忍草入会闘争の変容・民法六〇四条一 闘争継続の背景一

「コミュニティと国家」というテーマはいくつかの内容を持って成立する。小論がとりあげる入会はその一つである。旧時の村は解体の途を歩んだが、それは入会のあり方にも影響を与えてきた。入会をめぐる闘争はその中に生じた。この小論で、国家とコミュニティというテーマを用意し、その事例を山梨県忍野村忍草に求めている。忍草は北富士演習場をめぐる国家と闘争を続けてきた。その焦点は入会であった。

そうした認識からわれわれは入会村忍草の理解に不可欠な研究成果に目を通してきた。以下、これまで見てきたところとの重複を厭わず、また読者には重複の煩わしさに理解を求めながら、入会をめぐる「国家とコミュニティ」について、若干の整理を試みることにしよう。

### (1) 忍草入会闘争の生起と変容

すでに見てきたように忍草の入会闘争は近代から現代にまで続いている。忍草の入会闘争は、戦前における国と県の入会権剥奪画策＝入会民の権利縮小と剥奪に加え、戦後、「基地」と絡んで展開されてきたところに特徴がある。忍草の入会地は、旧陸軍の演習場が、戦後、そのまま米軍に接収され、米軍の撤退以降にも、自衛隊によって継続使用されるという経緯があり、入会地の返還要求は、必然的に基地闘争という性格を帯びてきた。すでに見てきたように、田山輝明によれば、忍草の入会闘争は、それを、砂川との比較でみた場合、複数の特徴を認めることができる。また、田山によれば、戦後の、忍草の入会闘争は三期に分けてとらえることのできる変遷を経験したという。三期それぞれの特徴について注目すべきは、忍草の入会闘争が、初期の入会権の確認という権利のための闘争、補償額のアップのための闘争から、北富士演習場の全面返還・平和利用に、そして、沖縄との共闘、反ベトナム戦争という内容に変化してきたことである。昭和四六年には沖縄の代表が北富士を訪問し、母の会会員たちと交歓した。忍草の入会闘争におけるこの変遷には注目があってよい。もう一つ、忍草の入会闘争では、記憶されなければならないことがある。それは、初期段階の入会権をめぐる法理論の活用始まり、民法六〇四条による闘いが示しているように、忍草の入会闘争は一貫して、法律に依拠した、法律を活用した闘いであったということである。母の会は、沖縄の米軍基地を現状のまま安保体制下に引き継ぐために用意された「沖縄軍用施設使用法」の制定に対抗し、昭和四七年一月末から民法六〇四条問題を県民に訴えた。忍草入会組合は、政府見解発表の数日前に新屋・北富士両入会組合との連名で請願書を提出し、「近代社会の基本秩序である市民法秩序を表明している民法六〇四条の適

用を便宜的に排除することは、手続きなしで近代法治国家の根底をくつがえすことになります。政府がこうした暴挙をあえて行うとすれば、それは政府自らの拠って立つ基盤を失うことになるということを知るべきです」と述べ、国民が納得ゆくような正しい法律解釈をするよう政府に要求していたのである。当時二期目であった田辺知事は、初当選のときから主要な公約の一つに北富士演習場全面返還・平和利用をかかげていたため、政府にとって事態は深刻であった。

以上のようなところから、忍草の入会闘争の特徴が明らかとなる。そこにおいて特に注目したいのは、忍草というコミュニティが、自己の利益追求を超えて、全国的・国際的連携（反ベトナム戦争）に目を向けて行ったことである。それはコミュニティの覚醒と言ってよいできごとであった。私見によれば、忍草は、勇敢にも、コミュニティの持つこの潜在的可能性を発現させてみせたのである。この忍草農民の行動は、コミュニティの新しいあり方に一つの示唆を示していて、貢献は極めて大であった。

## (2) 入会と軍事基地—民法 604 条—

「日米安保体制の法的基礎はいうまでもなく「安保条約」であり、その軍事的側面を支える人的・物的協定としての米軍基地の法制上の基礎は安保条約に基づく米軍地位協定である。後者の名称は「協定」となっているが、内容上も形式上も国際法上の規範としての条約である。米軍地位協定は安保条約第六条に基づいて、米軍基地（施設・区域）と米軍の日本国内における地位について規定することを目的として締結され、全二八カ条からなっている。米軍基地を人的・物的装備として有機的にとらえるならば、そこには極めて特殊な目的を遂行するために、米軍は安保条約・地位協定において様々な特権（日本国民・国家機関等との

対比において）を享有している。米軍基地は特殊部分社会ではあるが、そこでは巨大な生活の営みがなされている。そのために米軍の享有する特権は、直接的に軍事的目的に奉仕するものに限らず、日常生活の全領域に及んでいる。米軍地位協定が認めている右のような広範な特権を法律学の立場において検討してみようとする場合には、まず安保条約・地位協定が、そもそも憲法（とりわけ第九条）に違反していないか否かを問題にしなければならない」（田山輝明、前掲、2～3）。<sup>7)</sup>

田山の指摘によれば、忍草入会組合が、はじめに民法六〇四条問題を提起したのは、昭和四六年の十一月十九日「沖縄公用地法案の廃棄を求める請願書」においてであり、山梨県に対して正式に再契約拒否をなすべきことを申し入れたのは二月一四日であった。県はこれに対しても、前記のように条約優位論や自治体限界論を楯にして消極的な態度に終始し、県がこの問題に取り組み始めたのは、ようやく昭和四七年中旬になってからであった。その後、この問題に関する山梨県の対応は、一貫性を欠くものであった。そしてそれは、農民の立場と対立した。県は全面返還の要求を放棄した。真に演習場の全面返還を考えるならば、当時から革新勢力の主張していたように、何よりもまず県有地の全面返還を第一段階として達成すべきところであった。しかし、これ以後の県の交渉態度の基本線は、国有地解放面積の増大と民生安定事業費等をできるだけ多くすることと引き換えに県有地の再利用に同意する方向に転換していったのである。昭和四七年初月二八日の暫定使用協定はその一応の結論である。北富士演習場暫定使用協定とは、昭和四七年八月二八日に山梨県と政府の間で交換された「北富士演習場の暫定使用に関する覚書」、条例上の行政財産に関する知事の使用許可、および普通財産に関する賃貸借契約の総称である。田山によれば、このように国と

県が相互に義務を負担し合うことを内容とした覚書は、紳士協定程度のものに過ぎず、これに法的効果をもたせることは極めて困難であった。

しかし、民法六〇四条は山梨県の曖昧な態度とは別箇に存在する。田山が言うように、「米軍基地といえども日本社会の市民法の論理に服さなければならない」とするならば、「賃貸借契約は二〇年を越えることができない」旨を規定している民法六〇四条をもって軍用地の再契約を拒否しようという運動が起こったとしても当然である。政府は、同年四月二六日に至って、米軍用地契約にも民法六〇四条を適用する旨の政府統一見解を発表した。このように政府統一見解は、単に米軍の契約に限らず、軍用地主法制全体にかかわる内容をもって、極めて重要である。米軍の演習場を抱えていた忍草は、民法六〇四条を通じて、沖縄の基地問題やベトナム戦争という大きな問題に関与することになっていく。<sup>8)</sup>

ベトナム戦争は北富士演習場にまた米軍を呼び戻す。すでに見てきたように、沖縄から富士演習場へ来る海兵隊は四～六週間、大型、小型火器実弾演習を行い、そのうち北富士で大型実弾演習を幾日か行ない、それが終わると沖縄へ帰り、今度はフィリピンのスピーク湾で上陸演習をして沖縄に戻り、ベトナムへ出撃すると言う訓練コースをとっていた。「沖縄の解放は北富士の解放」というスローガンを掲げている母の会は、七一年の沖縄返還に係る「沖縄における公用地等暫定使用に関する法律」案および一連の関係国内法が上程され、可決された十一月～二月の国会に向けて、二三日間の長期東京行動に決起した。沖縄一北富士一ベトナムの海兵隊コースのはざまに「富士をベトナムにつなぐな!」と、母の会は身を以てたたかってきた。沖縄の施政権が返還されると、これまで占領されていた軍用地は、防衛施設庁が地主から賃貸借契約を結んで借りた上で、日米合同

委員会において個々の施設・区域を設定して契約することになる。ところが、反戦地主が軍用地の契約を拒否しているため、そのためにこの法案には軍用地の「強制使用権」が設定されており、米軍は強制的に五年間継続使用ができることになっている。この点で、忍草入会組合と母の会が提起した民法六〇四条の波紋は大きかった。虚をつかれて防衛施設庁は期限切れの迫る地主との再契約を取りつけるために、札束攻勢で一一〇の米軍基地をかけ巡ったと言われている。土地の返還を求めて闘っていた地主（砂川基地拡張反対同盟等）は六〇四条に共鳴した。しかし、そうした母の会の成果を横目に、少なくない地主が思いがけない札束の前によるめいたことも事実である。忍草は、北富士演習場は全面返還という「県是」を疑っていなかった。田辺知事も県有地の再契約を拒否したばかりでなく、国有地を含む全面返還を政府に申し立てていたからである。しかし、やがて農民は山梨県＝田辺知事の裏切り行為に直面する。忍草入会組合の民法六〇四条を武器として国家に対抗した闘いは、県の「県是」放棄によって、途をふさがれた。山梨県の「県是」は有名無実化したのである。だが、国内法と条約の問題に検討を要求しただけでなく、民法六〇四条を楯に日米軍同盟の絶対性に疑問を提起し、国民主権国家のあり方を問いかけた、忍草農民の闘争は、コミュニティが国家末端に位置する、単なる従属空間でないことを国民に周知させたのである。闘争の結末を超えて、その闘いが提起した意味は非常に大きいと言わなければならない。

### (3) 忍草の入会闘争はどうして買かれたのか 一村の歴史・社会構造と闘争リーダー、 そして農民の夢―

忍草の入会闘争は、隣接する市町村のそれ比べ、持続性・統一性・闘争方法において際立った

ものがあつた。そうした忍草の闘争は、何に起因するものなのか。おそらく複数の要因がある。一つは、この集落の成り立ちと（貧しさ）と入会に対する依存の強さであり、それと重なって形成されてきた集落の経済的・社会的な構造である。二つはなによりもこの闘争を指導したリーダーの存在である。そして、あえて加えれば、もう一つ、三つ目は、この闘争に忍草住民が描いた夢の存在である。基地返還後の平和利用について、たとえそれが実現困難なものであったとしても、国や県とは異なる住民自身のプランを持っていた。この三つの要因が働いて忍草の闘争は継続されてきたと考えてよい。

忍草の入会闘争は、忍草が入会闘争に示した団結も、分裂も、そして強力な忍草リーダーの存在すらも、この村の歴史と社会構造とに絡んでいる。忍草の入会闘争は、先祖代々の「村」を守り、「村のしきたり」を維持していく闘争であった。忍草の入会闘争は、何よりも、古島たちが研究で明らかにした、忍草という歴史と構造をもった「むら」を守る闘争であり、決して「近代的」な闘争とは呼べないものであった。忍草の入会闘争を継続させてきた有力な要因がここにある。闘争はそこに基盤がないと続かない。忍草の入会闘争の基盤にあるものは貧しいトーモロコシの村であり、高冷地の冬をしのぐ燃料、比較的多く飼っている家畜の飼料を満たすための、梨が原とよぶ原野であった。農民は、永年（代々）慣習に任せてこの原野を利用して生きてきた。この地は江戸時代以来数カ村の入会地であり、馬糞をすする村々の馬糞採取地・燃料採取地としても欠かせない存在であった。

二つ目は、この闘争を指導したリーダーの存在である。この入会闘争をリードしたのは、すでに見てきたように、天野重知であった。「母の会ができたってというのは、六〇年安保の時、先生（天

野重知氏）が「安保に行け」って、そのときだね。安保なんていうことはわかんあいわけだ、忍草の農民には。安保って何だって言ったら「アメリカと日本の親方が話し合えば、この演習場、あなたたち（アメリカと日本政府〈内藤・佐久間注〉）がいくら反対しても、一生使うだよ」って先生が言ったわけだ。公民館へ集めて、「それじゃいくべ」って、バス六台位ぐらい行つたずら。その帰りのバスの中で樺美智子さんが死んだというニュースを聞いた。うちの方じゃあかちゃんおぶってきた人もあるし、いろいろあつたわけ。「女でも闘えるんだ」ってみんなバスの中でずっと話し合つてこれが契機になつた。それで帰つて来て、二日くらいたつてから、じゃこれ、母の会を作つた方がいいぞ、女でも闘争ができるんだということ。それでうちの会長（渡辺喜美江さん）が会長になつた」。—6・15の参加から二日か三日でできたわけですね—。美恵「実際にはその一カ月後の七月十五日に先生「天野重知氏」が呼びかけて忍草母の会ができた。最初は二五人ぐらいだったが、一カ月後には「おらもいれり」ってふうになつて村の三〇〇戸全体に広がつた」（忍草母の会事務局、2003、前出、39）。

忍草に入会闘争を継続させた三つ目の要因として、この闘争に忍草住民が描いた夢の存在があることも記憶にとどめたい。「入会権は古い時代のもので近代社会には適応しないのではないか」という疑念や空論は別として、先祖からの入会権を引き継いで母の会は、これからの時代に入会権をどう適応させて、子孫に渡すのか。それについてはすでに10年前、母の会はすばらしい計画を打ち出している。それは入会地を「観光牧場」にすることだつた。入会地は売ること貸すことも出来ないが、共同体には知恵と手足がある。「この計画は返還国有地214町歩の忍草に払下げられるべき土地の中の20町歩を開墾し、牧草の種をま

いて試みた。牧草は見事に育った。二回の収穫を終えたが三回目の春五月、恩賜林組合が掘り返して植林してしまった。母の会は「富士山から戦争のための演習場をなくして、富士の自然を首都圏住民の憩いの場に解放しよう」という計画を、民法六〇四条により演習場の六割を占める民公有地の賃貸借契約が終期となる七十二年に、生前、自然環境保護に力を入れておられた美濃部知事を東京都庁に訪ね、次の陳情書を提出している。・・・母の会事務局長天野恵美さんはその構想を次のように話している。遊び場を奪われてしまった都会の子供たちに、富士山梨ヶ原の緑と広い原野を開放してあげたいです。緑の牧場に牛や羊を放牧して、無公害の牛乳をたくさん飲んで、新鮮な空気を吸って、馬に乗り、家族は馬車で、森林浴ができる。梨ヶ原は特別美味しいモロコシやソバが採れます。休日の一日を思うぞんぶん楽しめる健康と憩いの場にしたら、どんなに喜んでもらえるでしょう。これはわたくしたちが長いたたかいで入会地に実現する夢です。・・・母の会がこの夢を実現することが、これからの時代に適応する入会のありかたであり、それによって富士山梨ヶ原の空と緑を砲弾から守り、平和の山を実現することができますでしょう」（安藤登志子、前掲、1987、21～23）。母の会は、入会の全面返還、平和利用というこの闘争のなかに、返還後の平和利用を描いていた。

北富士演習場はA地区（吉田口登山道以東、山中湖の上）とB地区（吉田口登山道以西の本栖湖、精進湖の上まで）がある。天野重知はB地区の観光開発には反対であった。「B地区だった地域には富士観光の富士観光桜高原別荘地、富士桜カントリー倶楽部や富士緑の村の休暇村などのさまざまなリゾート施設が作られた。その後、富士観光以外の観光会社も多数進出し、大リゾート地になる。これに対し、A地区は北富士演習場として今

日でも、米軍、自衛隊の演習が行われ、実弾射撃の音が響いている。・・・「日本一の富士山麓を観光資本によって虫喰い開発されてはたまらない。スケート場、スキー場、ゴルフ場、ホテルなど何の関連もなく勝手につくり、ただ金もうけだけしか考えない企業のリゾート地にされてしまっている」。天野重知はこう批判する。・・・天野重知の考えは、富士山麓の開発に何が何でも反対ではないのだが、「自然を大切にしたい国民の休養地」というのが目標だった。富士急行、富士観光などによる観光開発を「金儲けだけを考えている施設ばかりをつくっている」とと腹腹していた」（斑目俊一郎、前掲、133～138）。「天野重知は松丸尾に拘った。天野にとって「松丸尾は忍草の山」であった。松丸尾を忍草に払い下げるとというのが天野重知の本来の目的であり「忍草の山」にすることを本気で考えていた。天野重知は、演習場に対する闘いだけでなく、自然保護・富士山の環境を守る事にも関心があり、そのために「富士の山と水を守る会」をつくった」（斑目俊一郎、前掲、143）。天野重知は、「森林経営等を行うことによって、組合員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする生産森林組合を結成し、松丸尾を買いとって、忍草がつくりあげた林地を大いに活用したい。これこそが新たな「村おこし」の唯一の方策だからである」と松丸尾を価値づけたのであった」（斑目俊一郎、同上、164～170）。

しばしば、権利のための闘いは自己利益の追求に傾く。忍草農民の闘争に自己利益の追求があったことはまちがいない。しかし自己利益確保が批判される場合には慎重でなければならない。あれだけの闘争である。反対派もいるだろうし、快く思わない人もいるであろう。運動が否定されるとすれば、運動の持つ自己利益確保が、反社会性をもつ場合であろう。忍草農民の闘争は過激であったがそれは住民の同意に反した＝度々住民の同意

を反故にしてきた国家や山梨県の強引で無謀な対応に対する対抗措置であって、それを国家や権力の立場から反社会的と決めつけてみても解決しない。天野重知というリーダーと母の会がその点に関し、揺らぎない信念を貫き通したことには「トーモロコシ村」の貧困な生活を入会によってかろうじて生きてきた農民の叫びをみることができ。

### 3. 国家とコミュニティ

#### ーまともに代えてー

#### (1) 入会権をめぐる根本問題

近代において国家は入会とコミュニティを直接その管理下におくべく試みた。「町村制施行の直前、明治22年1月24日の内務省令第1号をもって、政府は、従来人民の協議に任せていた入会財産をも私有財産でなく公共財産として扱うことを決定した」のである（渡辺洋三、前掲、1974、12）。しかし、それは問題を含んでいた。「幕藩期以来の旧「村」は、町村制（明治二十一年法律第一号）施行にともなう町村合併により合併されて、新町村のなかの区・大字・部落となり、これにともない「村」持財産は、一般的に、部落有財産とよばれることになった。・・・この旧「村」が、（公法と私法を峻別するという意味で）近代的な法律・町村制の施行とともに、その法的性質を変えて純粹の行政村となったのであるから、従来、行政村として所有していた財産は、法律上当然に新町村あるいはその「一部」に引継がれることになったが、従来、入会集団として総有していた入会財産は、旧「村」が（正確には旧村の一側面が）行政村となったのを契機に分離独立して純粹な私的集団の私有財産になった、と解釈するのが法理論の筋道であろう。ところが、行政庁は、当時、このような解釈をとらず、旧「村」の財産はすべて、行政村としての財産も入会財産も、町村制第

一一四条の「町村の一部」（いわゆる旧財産区）の財産となったという解釈（あるいは行政的指導）をとった。そして、このような解釈あるいは指導は、以来今日まで一貫して、行政庁の財産区に対する考え方の基調」となっている（武井正臣「入会権と財産区に関する行政解釈」、渡辺洋三編著、前掲、29～30）。この、「入会財産を公有財産たる部落有財産としてとらえて、これを市町村会のコントロールの下に置くという政府の方針は広範な農民の不安と抵抗をよび起した。そのため町村合併が円滑に実現しないことを憂えた政府は、財産区制度を創設し、町村の一部としての部落財産について、部落の権利主体を承認し、且つ部落がその固有の管理機関をもち、市町村の介入を排除して部落財産の管理をすることができるみちを開いた。それゆえ財産区は政府の入会権収奪政策の貫徹とその限界を示すものである」（渡辺洋三、前掲、13）。

敷衍しよう。「町村制施行当時にはまだ民法典も成立していなかったので、入会権についての国家法上の扱いも明確でなかったが、その後明治三一年から民法が施行され、入会権は正式に民法上の物権としての地位を得た。私有財産権としての法的地位を町村制によって否定された入会権は、ここに民法上の財産権として、その地位を明確に保障されたわけである」（渡辺洋三、前掲、15）。

「判例と行政解釈が相異なる例はしばしば存在するが、半世紀以上の長期に亘り之だけ徹底した対立を見せている例は他にその類をみない。すなわち判例は、農民の有する入会稼ぎの権原が町村制上の旧感慣使用権ではなく民法上の入会権であることを明言した明治三九・二・五の大審院判決以来今日まで例外なく一貫して私権論をとっているのに対し、行政解釈はこれまた一貫して公権論に固執している。およそ法の解釈について、国家

機関の間に異説があるばあいには、裁判所の解釈（判例）によるべきことは、司法権の優位を原則とする現憲法上当然であるにもかかわらず、行政庁が旧憲法以来の解釈を固執することは法治主義の原則にも反する態度であってまことに理解しがたいことである」（武井正臣、前掲、34～36）。明治三九・二・五の大審院判決以来今日まで例外なく一貫して私権論をとっているのに対し、行政解釈はこれまた一貫して公権論の固執しているのである。それが、わが国の入会問題をめぐる複雑さとなっていることは明らかである。

こうして複雑さを抱えるわが国の入会問題であるが、「入会」をめぐる学説は、そもそも入会をどのように解釈して来たのであろうか。ここで簡単に、中田薫の説を嚆矢として展開されたわが国の入会学説を見ておくことにしよう。「抑々入会なる語は、厳正なる用例では、一村民又は一部落民が其共同の所有する山野（入会場）に立入って、生植物を共同に採取すること（入会刈取・入会稼）、簡単に云えば、地盤と其生植物とを、共同に所有することを意味したものである。従って古くは一村（部落）の総持に属する山野に於て其村民が共同に入会稼を為す共同入会か、以上兩種の地盤共有入会の外、別種の入会は存在し得なかったものである。去れば一村民が入り会うべき自己の村持地、若しくは他村との共有地を有せざる場合には、地主の慈悲（恩恵）に基づきて、其持地に入会刈取を為すか（入会にあらざる札山・請山）、若しくは他の持地を小作して、入会稼場に充るか（卸山・請山）の、何れか一に出づるの外途が無かったのである。然るに明治維新に至って、所謂、御山・請山の制は漸次減少し、地主の慈悲に基づく入会稼は、外来の新法理論に陶冶されて、他物権としての入会刈取権に進化してしまったので、此等の変遷に随って、入会そのものの概念も亦自ら一変し、入会地盤を共有すると否とを問わ

ず、一村民又は数村民が特定の山野に於いて、共同に生植物を採取する権利、即ち入会稼を為す権利そのものを、直ちに指して入会と称するに至ったのである。此に於いてか入会には、村中入会・数村持地入会の如き、入会地の共有を前提とする共有入会（地所入会・共同入会）と、他人持地の毛上を収穫するにとどまる毛上入会（生植物入会・収穫入会・稼方入会・稼入会）との別が生じて来た」（中田薫、前掲、1938、773）。この中田の説によれば、入会とは、地盤と其生植物とを、共同に所有することを意味したものである。従って古くは一村（部落）の総持に属する山野に於て各村民が共同に入会稼を為す共同入会が、以上兩種の地盤共有入会の外、別種の入会は存在し得なかったものである。然るにそれが明治維新に至って、所謂、御山・請山の制は漸次減少し、地主の慈悲に基づく入会稼は、外来の新法理論に陶冶されて、他物権としての入会刈取権に進化してしまったので、此等の変遷に随って、入会そのものの概念も亦自ら一変し、入会地盤を共有すると否とを問わず、一村民又は数村民が特定の山野に於いて、共同に生植物を採取する権利、即ち入会稼を為す権利そのものを、直ちに指して入会と称するに至ったのである。要するに、入会の要諦は、地盤共有であり、部落の総持である。それが、明治維新以降、入会刈取権に進化してしまったことにより入会の概念に変化が生じたという。

中田説を踏まえながら、新しい視点を用意したのは戒能通孝である。戒能通孝の異議申立は中田説の基盤共有と部落の総持に向けられる。戒能の結論である。「以上論述し来たところを要約するに私は本書入会研究の出発点を、取敢ず入会地総有権説の批判に求めることとした。即ち私の言いたい事柄は、明治初年地租改正前の状態を基準とする一般入会地支配関係の内容は、仮令「総有」なる形態に於てせよ、所有権を暗示するが如き意

味に於ける支配形態であったのではなく、寧ろ、「進退」「支配」若しくは「占有」なる事実的収益行為を中心とする入会地支配様式が、その中枢をなして居たのであるという点であった。その限り私は旧時代に於ける入会地の支配関係が、入会地の地盤そのものに注目して行われたのではなく、入会地盤の上に生殖する、毛上の伐刈に注目して行われて居たのであったと理解するのである（戒能通孝、『入会の研究』、1943、477）。「通常入会権利者の範囲は当村人民の範囲と一致するけれども、入会権若しくは入会地そのものは、必ずしも第一義の意味に於ける村の財産を構成するものではなく、反対に人民協同の利益として之を表示せんがためにのみ、村の財産たる形式を取るに至ったのであると思つて居る」（戒能通孝、同上、269）。「以上の事柄から推察して私は次のように考える。即ち部落として租税を賦課された様な实例は、徳川時代に於いても殆ど存在しなかつたであろうから之を除くとして、部落は部落として訴訟を為し、財産を所有し、契約を締結するといふ様なことが出来、村とは離れた部落の生活が存在し得たと云うことである。而して此処に所謂「部落」とは現在の部落民何十人の総和を意味するだけでなく、それは抽象的な「部落の人民」にまで上進した全一体的觀念であると云わねばならぬ。私は今前に述べた限りに於て、少なくとも部落の訴訟に関する範囲内では、「何耕地何十人」は何耕地何十人の総和でなく「何耕地何人民」の全体であり、「何耕地」そのものであると云う結論にまで到達した。・・・然らば斯うした推測は何を意味することとなるのであろうか。それは云うまでもなく「行政単位としての村」と「生活協同体としての村」の分裂である。そもそも一村内の一部落は徳川時代に於いても又明治維新以後に於ても、行政単位としての意識は必ずしも負担せられて居なかつた。従つて部落の有する実質的意識は

「生活協同体としての全一体」でなければならぬを当然とする。そして又斯くの如く一村内のいち部落が「生活協同体としての全一体」となるためには、（単なる名称的・地域的区分たる以上に）其の実体的基礎がなければならなかつたのも当然である。その限り同一村内数部落の生活が、其事態として必ずしも全部的に一致した譯でもなくても、一部落を単位として生活協同体を構成する程にまで相互反発的でなかつたとすれば、恐らく之等を総合した村が、「行政単位としての村」及び「生活協同体としての村」の二機能を併せ持つたに違いない。之に反して明治初年以來町村の廃合も行われ、行政単位としての一村内に、数個の生活協同体が出現するに至つては旧来の村の機能も分解し、旧来の村には本来二つの機能があつたことを漸次意識させて来たのである。その限り明治六年末の到来を問題とすることなく、本来的に戸長が戸長たるの故を以て村惣代であるのではなく、村惣代たるためには村民の委任を受けねばならぬ様に变化したのも正常であり、之を基礎づける所の実践的根拠も明白に存在した譯である」（戒能通孝、同上、282～283）。

わが国における入会問題の嚆矢をなした中田学説であるが、「わが国の入会権の研究は、博士の「総有」概念に呪縛され、入会利用が多様に現象し、あるいは「解体」が取りざたされている今日になつても、そこから脱却できないでいることもたしかである」（中村忠「入会権の帰属主体と法的構造についての学説的考察」2009、5）という批判がある。さらに言えば、マルクス主義の立場に立脚した奈良正路の、「入会権の取扱上特に注意を要する問題は、外国の制度に似ているというだけの理由で、直ちにそれを外国の法制と同一視することは極めて危険だといふことである。たとえば東京帝大の中田薫博士がされるように、外国の制度の形態を直ちに我が国の形態と結びつけて

考へるというやり方は、極めて危険だといわなければならない。外国のかゝる法制と日本の法制との間における、具体的な事実及び事情の一致を詳しく研究した上でなければ、そのことはしかく簡単にいはれるものではない。」(奈良正路、『入会権』、1981、39)という批判もある。そうした批判があるにせよ、わが国における入会問題に中田の説がはたした役割は極めて大であるとみなさなければならない。

以上にみたように中田説、戒能説には基盤共有と部落の総有をめぐる認識のちがいがあつた。われわれは戒能説を妥当と解釈するものであるが、むしろ不可思議なのは(中田説、戒能説を超えて)入会に対する国(裁判所)の判断と行政解釈の対立である。わが国における入会に判然としないものがあるのはそのせいである。「そもそも、近代国家の近代法体系のもとにおいて(前近代国家ならいざしらず)、ある財産が、人民の私的自治にゆだねられるべき私有財産なのか、それとも、人民の自由にならない、公権力のコントロールの下に置かれた公有財産なのか、ということ自体がはっきりしない、いう奇怪な現象、さらに、その財産の所有の帰属についての第一次的認定を公権力が行ない、権力が公有財産と認定すれば公有財産となり、私有財産と認定すれば私有財産となる、という、いっそう奇怪な現象がおこりうるはずがないのである。しかし、現実には、近代国家で考えられないような現象が、財産区については起こっているのである。近代法体系のもとでありうべからざるこの種の事実が存在するということは、もともと、財産区の創設そのものが、歴史沿革的にみて、近代国家の産物でなく、戦前の前近代的天皇制国家の時代の産物であったからである、ということ抜きにしては、到底、理解しうるところではない。だから、根本的には、この問題は、単に法解釈技術論でかたづく問題ではなく、

明治以降の日本の近代史の理解にもかかわる深刻な問題なのである」(渡辺洋三、前掲、249～250)。農民の有する入会稼ぎの権原が町村制上の旧慣使用権ではなく民法上の入会権であることを明言した明治三九・二・五の大審院判決以来今日まで、例外なく一貫して私権論をとっているのに対し、行政解釈による一貫した公権論に対する固執となつて来ているのであり、近代以降現代に至るまで、政府による入会権の否定という基調をなしているのである。

## (2) 国家とコミュニティ

### —入会をめぐる闘争と対立—

近代以降、忍草と国家(山梨県)は入会をめぐる交渉と対立を続けてきた。忍草における入会権の剥奪・制限、入会権をめぐる問題は近代から現代を貫いて忍草住民の生存に深くかわる重大問題であったからである。小論におけるわれわれもそれに関心を示し、忍草の入会闘争をめぐる研究に少しく目を通して来た。われわれの関心の中心は「国家とコミュニティ」にある。国家がコミュニティを如何に管理・従属させようとして来たか、コミュニティが国家に対し如何に闘争を挑んで来たか、入会はどこへいくのか。

「農民の有する入会稼ぎの権限が町村制上の旧慣使用権ではなく民法上の入会権であることを明言した明治三九・二・五の大審院判決以来今日まで例外なく一貫して私権論をとっているのに対し、行政解釈はこれまた一貫して公権論の固執している。およそ法の解釈について、国家機関の間に異説があるばあいには、裁判所の解釈(判例)によるべきことは、司法権の優位を原則とする現憲法上当然であるにもかかわらず、行政庁が旧憲法以来の解釈を固執することは法治主義の原則にも反する態度であつてまことに理解しがたいことである」(武井正臣、前出、34～36)。しかし、

現に、この理解しがたいことが、行政庁による解釈によって起こっているのである。

入会権は、私権論（判例）と公権論（行政解釈）をどのように乗越えるのか。これは決して過去の問題でない。現代の問題である。およそ法の解釈について、国家機関の間に異説があるばあいには、裁判所の解釈（判例）によるべきことは、司法権の優位を原則とする現憲法上当然であるにもかかわらず、行政庁が旧憲法以来の解釈を固執することは法治主義の原則にも反する態度であってまことに理解しがたいことであるという渡辺洋三、武井正臣らの認識を否定する根拠がない以上、公権論はあくまでも緊急事態に対する解釈であって、その節度を見失う時、法治主義は崩壊する。

入会地の払下げは、歴史的にみても、この問題の解決に一つの燭光となるはずのものであった。しかし、山梨県の場合を見ると、それが、明治十六年、山梨県令・藤村紫朗の、第九十九号をもって地租改正によって官有地として決定の見込みとなった地所について、払下げを希望するのは払下げ希望価格をつけて申請せよという「達」にみたように、それが民意から距離をもった場合、住民との同意には達しない。そうした事態に、意図的につけ込んで現れた山梨県の「下戻し運動」も入会権の消滅という方向に与するもので、県の利権確立を意図したものであった。北条が言うように、林業経営のもっとも大きな利益である木材の売却による利益のはじきだしを県がおこない、その利益は県の特別会計のなかにくり入れ、県は木材価格の操作と業者の選択によって最大の利益を関係者に落とし、規則に弱い入会民から木材価格の操作、利益計上の方法など一切を隠蔽した（県令）熊谷喜一郎と上山満之信の合作、〈恩賜県有財産管理規則〉は、〈県民のため〉という旗じるしをかかげ、入会民の収益の大半を自分たちのものにしようとした狡猾な企み＝計算書であっ

た。それは明らかに入会住民の同意し得ないものであった。もちろん、まったく住民不在の同意であったかと言えば必ずしもそうではあるまい。北条の言う、古い封建的共同体意識に支えられて、共同組織の代表者である上層部の者（部落・村長、地主、親分、元老）を頂点とした、ピラミッド型の機構をとる村（部落・区）のあり方では、一般の人々の良識をつねに代表し、総意を代弁するのがこれらの上層部の者であるとされていた。共同組織（部落共同体）は、これらの上層部の人々の適確な判断によって秩序のある状態を保っていたからである。

そうした歴史に学んで言えば、入会権の払下げをめぐる入会住民の同意は、官尊民卑の思想と県や一部有力者によって主導された画策を以ては成立しないということである。ここにどうしても入会権をめぐる健全な問題解決には「民主化」の視点がなければならぬであろう。菊間満は「入会集団については、地縁団体化した入会集団が森林組合に加入し、生産的機能を発揮していくためには、地方自治・住民自治の本旨を踏まえて、農民的林野利用・農民的林業と地域住民による自助組織の確立の観点から、林野行政において森林組合法制度のあり方も検討し、新たな位置を位置づけを明確にする必要がある。制度上の壁に逢着した入会林野の整備事業には入会林野の所有権上の近代化ではなく、利用権を優先した入会権の民主化と社会化が必要である」（菊間満他「林野コモンズ論に関する実証的研究—今日の入会林野管理と山村社会の自治—」、平成20年、176）と主張する。

菊間満が指摘するように、利用権を優先した入会権の民主化と社会化は必要不可欠である。しかし、民主化と近代化には、現実には、さまざまな困難が附随する。民主化や社会化の阻害要因は複数であろうが、しばしば最大の要因は、権力によっ

て操作され、実行される民主化と近代化策である。安藤登志子が記述したように、田辺知事の「北富士演習場全面返還、平和利用、県有地の入会権を認める」という公約は、権利者協議会が推進母体であった。ところが、知事は、権利者協議会を発展的に解消して全県的に拡大し、県をくろめて国に当たるといふれこみで演対協（北富士演習場対策協議会）を設立する。併し、その演対協（北富士演習場対策協議会）ははたして、近代化・民主化に添うものであったのか。実際問題として演習場問題は指導権を演対協会長がにぎることになる。忍草としては危惧を持っていたので応じられなかった。それでも忍草が加盟したのは社会党の原さん（県委員長）のたつての要請だったという。そこで忍草は加入に際し二つの条件を申し入れた。その一つは演対協の全ての行動を決める場合、「多数決」でなく「全員一致」とすること。一人でも反対があったらだめ、二つは規約を改めること。その要求が通ったので入ることになった。いまま規約はそうなっているという。実際はどうであったか。とても全面返還とか入会権を守るとかは、ほど遠い。遠いどころか逆に使用転換、入会権撲滅の傾向が次第に強くなってくる。そこで脱退となった。演対協にとって、林雑補償の根拠は、入会権でも、慣習上の利益にたいする補償でもない。法的根拠に基づく補償ではない。あくまでも行政処置による補償金という名の「見舞金」である。それで「見舞金」を欲しい者は、その人の住んでいる地域の入会組合長に補償金をもらうことを委任する。委任を受けた入会組合長は演対協会長に白紙委任すること。この手続きをとった人には演対協会長は防衛施設庁と話し合っ「見舞金」をだすことにする。演対協会長に白紙委任しない者には金は出さない。その「見舞金」とは、昭和四二年以降、忍草入会組合へ未払いとなっていた四千八百万円であった。政府は忍草入会組合に支

払うべき補償を払わないで経済封鎖し、枯渇させて組合員を飢えさせていて、組合を分裂させるために個人宛てに委任状を送りつけた。そのとき組合の内部から九九人が入会権を放棄して、入会組合に脱会届を出し、白紙委任状で見舞金を受け取った。これが防衛施設庁と演対協による、忍草入会組合に対する第二回の謀略であった。忍草入会組合は演対協を脱退しているの、林雑補償は演対協を通さず、国が忍草入会組合へ直接払うべきであると、演対協はいう。忍草入会組合は国を相手に東京地裁へ仮処分を申請した。<sup>9)</sup>

国家となにか、権力とはなにか。国家によるコミュニティの管理、抑圧、権利の剥奪はこれまでの歴史には複数目撃される。運動の勝利とは何か（何を残したか）。忍草のような権力に対する闘争には限界があることは明らかである。権力が、民衆や権力に対抗する人びとを、経済的に苦しい立場におかれている彼らの弱みにつけ込んで、経済的条件を提示することによって懐柔してきたことはしばしばである。あるいは表面的に自治と民主化を謳いながら、特定の人びとを「少数者」として切り離し、異端者扱いをしてきたこともしばしばである。国家が謳う自治とはこの程度のものであった。忍草入会組合に対し、国と県がそして富士吉田恩賜林組合の加えた攻撃はその具体的な例である。「北富士は、地元民の入会権と保障問題を中心に激動してきたが、忍草以外の団体は純然たる条件闘争として、補償料や賃貸料の値上げが目的だった」（土屋要『山梨県知事交代』、1986、312）。忍草に、補償料や賃貸料という意識が皆無であったわけではない。ちがいは、忍草の場合、忍草以外の団体と目的を異にしていたことである。忍草は敗北したのであろうか。確かに敗北した。「田辺知事は二階堂官房長官と「北富士演習場の使用に関する覚書」と「富士地域環境保全整備特別措置法に関する覚書」を交換して、北富士

演習場を自衛隊に使用転換することを認めた正式の使用協定を締結した。万事休す！基地確保のためには惜しげもなく国民の血税をつぎ込み、地域住民や自治体をカネの力で籠絡するという政府・防衛庁の日本戦略が、まんまと効を奏したのである。・・・「金さえもらえば基地があってもいい」という地元市村と知事が結託したから、この取引が成立したのである」(土屋要、同上、143～144)。しかし、矛盾する表現になるが、忍草は敗北していない。ある意味で忍草は勝利した。精神的・道義的に勝利した。国家という巨人にも等しい存在を相手に、小人にも等しい忍草が入会権と自治を主張した闘いは、結果的に敗北を招来したが、それは何等恥ずかしいことでもなければ、屈辱と表現されるものでもない。むしろ、忍草の闘争が最後まで、入会と自治を守るという精神で貫かれたことは誇りである。コミュニティとは、いざというときに闘いも辞さないという意識と行動によって存続したものではなかったか。忍草の闘いは国民に勇気も与えている。近代日本の歴史は国家がコミュニティと民衆を収奪し抑圧してきた歴史であった。われわれは、忍草の闘争が民法六〇四条や沖縄との連携という成果を残したことに日本社会の可能性を見たいのである。国家が真に進むべき方向を見失わない、見誤らないために、忍草の闘争を記憶したいのである。

強い国家は、地方や小さなコミュニティが活き活きと自治を実現して始めて可能となる。強い地方とコミュニティの自治を抜きにして国家の安泰も繁栄もない。農村と都市の自治、コミュニティの自治と国家の安定は別箇に存在しない。都市化によって農村と地方が解体している現実を前にして、地方の衰退が国家の危機をまねいている日本の現状をみると、われわれも老子の国家観を意識してよいのではないかと思うのである(長谷川如是閑「孔子と老子」『長谷川如是閑評論集』

1989、長谷川如是閑『老子』、1935、森三樹三郎『老子・莊子』、1994、金谷治『老子』、1997)。

近代～現代日本の歴史は、国家「と」コミュニティという複眼の視点をなくして、専ら、国家「から」コミュニティをとらえてきた。そのために、わが国は国家一色の世界となった。とりわけ戦後は地方が総て国家に吸収されてしまい、大都市圏わけでも、東京は人口と機能を集中させ、超過密の偏倚した国土の構造を形成する。そうしたなかで、首都直下型地震の被害に恐れおののいている。そこには、幾度か大災害の辛苦を経験した国家の理性は見られない。誤解を恐れずに言えば、その姿は滑稽ですらある。東京一極集中という構図は、当の東京にとっても、日本全体にとってもあまりにリスクが高い。地方が衰退のなかにある国家は脆弱である。コミュニティを基盤に豊かさを追求することのない都市と国家は貧困である。

いま内閣は「地方創生」を目玉政策として取り上げる。もちろん地方創生という発想は間違っていない。しかし、その政策遂行に際しては、これまでの歴史を心に留める必要がある。地方から魂を奪い、土地に愛着を持つ農民を排除して、ひたすら都市と国家の繁栄を追求してきた歴史に反省が必要である。地方から魂を奪い、土地に愛着を持つ人びとを排除して行われようとしている「地方創生」は果たして成功するであろうか。そのことに一抹の不安を残しながら小論を閉じることにしたい。

## 註

- 1) 念のためにふれておくことにしよう。西川善介は、「島崎藤村『夜明け前』に於ける木曾山林事件—林業経済の立場から—」(専修大学社会科学年報、第40号)において、北条浩『島崎藤村『夜明け前』リアリティの虚構と真実—木曾山林

事件にみる転落の文学と背景―』(御茶ノ水書房、1999年)に厳しい批判を行なうと共に、『夜明け前』と『夜明け前』を材料にした研究にも、厳密な意味に於ける史実ではなく、多くのフィクションを含むものであるとみて、その乱用に警鐘を鳴らしている。

- 2) 「山梨郡小屋敷村の長百姓・小沢留兵衛、松本村名主・島内富十郎両名の絞首刑をはじめとして、準流十年の隼村長百姓・倉田利作、徒罪三年江曾原村名主・久保川左右衛門、同市川村長百姓・古屋文右衛門以下二名。罰金等の処罰者は名主七五名、長百姓三二五名、百姓代二四四名、百姓三一二八名の犠牲者をだした」。これがこの騒動の結末であった(北条浩、前掲、28～29)。
- 3) 田山輝明氏の同書には、憲法学者や基地問題専門家による書評・紹介がある。榎澤能生氏の書評「早法六〇巻第一号(1984)」もその一つであり、田山輝明氏の研究史における位置について教えられる。なお、戦後の北富士演習場をめぐる闘争の経緯については、小山高司の研究「北富士演習場をめぐる動き―その設置から使用転換の実現まで―」(防衛研究所紀要第12巻第2・3号合併号、2010年3月)がある。
- 4) 吉田恩賜林組合。「伏魔殿」と一流紙からいかがわしい代名詞が付けられた恩賜林保護組合とは、一体どう云う団体なのか。・・・当の恩賜林組合自身は、自らの性格と任務について次のように述べている。つまり「旧来富士北麓一帯の入会山林原野を保護管理し、この地域に住む入会住民のために入会に関する事務等を共同処弁し、当該山林地域資源等より生ずる収益を、構成市町村(富士吉田市、山中湖村、忍野村(内野を除く)の旧十一カ村)に按分配分し、地域住民の福祉向上に寄与するとともに、この地域に古来より存在する入会権その他の諸権益保持確立し、その権限により入会住民の民生安定を期することを目的とする

地方公共団体である。「組合は表面的には一部事務組合だが、実質的には入会団体組合である」(1975年6月「北富士地域林業再建整備計画説明書」)。・・・もしこの通りであるなら、恩賜林組合は旧十一カ村入会地を管理する入会団体組合であり、その収益はことごとく入会住民に配分され、払下げ国有地も既存の組合有地も共通地であるかのようである。しかし実際にはどうだろうか。母の会が指摘しているだけでも、七三年三月国有地払下げの「閣議了解」の直後、富士急資本に組合有地六〇ヘクタールの貸し付けを決めている。それ以前にも一五ヘクタールの貸付(現在富士急ハイランドになっている)、三〇〇ヘクタールの売却など富士急との関係が多い。若し恩賜林組合が入会団体組織であり、組合有地が入会集団の共有地であるなら、貸付にしても入会集団全員の合意が必要なはずであろう。また、組合規約第十一条にもとづく「分収率配分金」は市町村等配分金の三〇～四〇％にすぎず、それも直接入会集団に渡されていない。残りの大半は入会集団とは無縁な諸集団に交付されているという。「組合運営状況報告書」の決算書には配分金の内訳はなく、正確な実態はあきらかでない(安藤登志子、同上、188)。

「恩賜林組合は、いわば金のなる木だ。山林収益の交付金は、山梨県全体を見ると昭和35年からの3年間に8億6500万円にのぼっている。この金はまず山林保護費や役場の事務費に使われるが、余剰分は組合を構成する市町村に配分される。また、財源難に頭を痛めている市町村では、学校などを建てようとするとき、組合から多額の指定寄付を受けることもある。そのほか、公共目的のための奨励費や施設費として組合から引き出す金も総計すると、馬鹿にならない金額だ。このように恩賜林組合は、経済的な実力をもっているので、組合議会で多数を占めれば、財政面から市

政への発言力を強めることができる。というのは寄付金が行くパイプのコックを意のままに操作できるからだ。「恩賜林組合を制するものは富士吉田を制す」といわれるゆえんである。もうひとつ見逃せないのは組合議員の役得だ。議員報酬だけを見ると、たかが知れているが、そこにはプラス・アルファのうまみがあり、組合議員のイスはいつも争奪的になっている。議員の飲み食いの費用は、年間ひとり当たり30万円に達するというし、組合長の際際費は知事よりも多いといわれている（朝日ジャーナル編集部編、前掲、8）。恩賜林組合議会議員は、富士吉田市議会議員のなかから選出されるが、これが利権ポストだといわれている。金城湯池恩賜林組合を金のなる木と見ている人もいる。別荘地の紹介で金の入るポストとみられてきた。

勿論、恩賜林組合のそうした状況は富士吉田市の派閥政治と絡み政争の具となっていて、市長の逮捕劇まで演じている。「山梨県・富士山北麓地方の県有林を管理、運営している「富士吉田外二ヶ村恩賜県有財産保護組合」の組合長選をめぐる贈収賄事件を捜査している同県警捜査二課と富士吉田署は23日、同組合長を兼ねる富士吉田市長渡辺万男（62）＝同市竜が丘2丁目＝を、贈賄の疑いで逮捕した。・・・調べによると渡辺は、60（1985）年3月の組合長選に向けて多数派工作を企て、同市小明見、同市議会前議長、織物業勝俣指左七（58）や同市小明見、同市議、織物業勝俣一作（55）ら4人＝贈収賄容疑で逮捕、検挙、一部起訴済み＝と共謀して、60年2月14日ごろ、南都留軍河口湖町小立のホテルなどで、同市議3人と同群忍野村議一人、同郡山中湖村議一人の計5人＝収賄容疑で逮捕、検挙、起訴済み＝に対し、買収する目的で一人当たり百万円を渡した疑い。・・・渡辺は贈収賄事件の舞台となった組合長選で、組合議員15人による投票の結果、8対7

の1票さで組合長に選ばれた。渡辺に投票した8人は、入院中の一人を除いてすでに贈収賄容疑で逮捕されている」（朝日新聞、1987年、2月14日）。逮捕された渡辺市長は、それまでになかった富士吉田市長と恩賜林組合長を兼務し、体育協会長のポストを対立する派閥と争い手中におさめていた。渡辺市長の逮捕については、一部に陰謀説もあるが、逮捕劇の裏には、市長、恩賜林組合長など主要ポストをめぐる派閥抗争があることはまちがいない。「天野重知と手を組んで本気で北富士演闘争、すなわち「全面返還・平和利用」の運動をする地元首長はほとんどいなかった。・・・そんな状況の中でただ一人、天野重知と一体となって闘った男がいた。富士吉田市長で吉田恩賜林組合長を兼任した渡辺万男だが、しかし、天野重知と手を組んだばかりに「政治的な暗殺」の憂き目に会う。・・・渡辺万男市長は、富士吉田選出の組合議員の一部と忍野村選出の議員を握ることで、組合長の椅子を狙った。それに天野重知は手を貸す。富士吉田市長で吉田恩賜林組合長になったのは渡辺万男が初めてのことであった。・・・富士吉田市外恩賜県有財産保護組合は、単なる山持ちというだけでなく、富士山麓の政治経済の方向を左右する存在である。ちなみに、演習場があることにより山梨県から毎年十五億円の交付金は支給され、ひところは百億円近い預金をもっていた。そんなに力のある吉田恩賜林組合長に渡辺万男が就任した。しかも富士吉田市長を兼任、そのうえ天野重知と手を組んだのである。渡辺万男を「政治的に暗殺」することが謀られても不思議ではないだろう。昭和六十二年二月二十三日、富士吉田市長、富士吉田恩賜林組合長の渡辺万男が、六十年三月十二日に行われた富士吉田恩賜林組合長の選挙で組合員に一人百万円、合計七人を美醜した収賄の疑いで富士吉田警察署に逮捕された。・・・二年前の一部事務組合である富士吉

田恩賜林組合長選挙の違反になぜ手を着けたか。渡辺万男の政治的暗殺を当局が考えたからだ。これまでに吉田恩賜林組合長選挙の違反に手をつけたことがなかった。・・・結局、渡辺万男は実刑判決を受け、東京高裁に控訴中の昭和六十三年五月二十八日心筋梗塞で死亡する」(斑目俊一郎、前掲、2005、100～107)。

しかし、恩賜林組合をめぐる対立は市長逮捕劇を以ても終わらない。それは、逮捕された一市長の問題を超えて、富士吉田恩賜林組合の歴史と構造—設立意図との過程—に問題があるからである。市長、市議会議長、助役の椅子をめぐる対立と、恩賜林組合の組合長、議員の椅子をめぐる対立は富士吉田市にとって、日常的かつ永遠の問題といつてよい。以下、富士吉田市の政争に絡む問題をいくつか紹介しておくことにしよう。

平成7年、富士吉田市議会における与野党対立を背景に、恩賜林組合でも組合長不在の異常事態が生まれ、恩賜林組合長の選出をめぐり、難航、約三カ月組合長の席は埋まらなかった(100日戦争)。市長派だけで組合長を選出するというやり方で決着をはかろうとしたことに野党が反発、対立が激化した。事態はこうである。「富士吉田市外二ヶ村恩賜林有財産保護組合議会が組合長選挙をめぐり混迷を深めていく。6月定例会を含め流会は6度。組合長、議長の空席が二ヶ月近く続き、助役、収入役不在も一ヶ月になる異常事態。・・・栗原市長の誕生で市長の座は、旧来からある市内の政治勢力でみると、堀内昇派(躍進系)から蓬萊派系に移った。しかし、市議会では渡辺皓彦前市長を支持した躍進系の野党議員が多数を占めていた。組合長ポストは確保したい」とする野党側と、「市と組合は関係が深く、組合長も選出したい」とする与党側の思惑が対立。組合長選挙をにらんで、恩賜議員選出が行われた5月の臨時市議会は6日間を費やす結果を招いた。・・・

こうした市議会内の対立構造に加え、富士吉田市と二ヶ村の間に潜在化していた対立感情も、問題を複雑化させている。市議会野党側が組合長候補として擁立した渡辺前市長は、市長時代に北富士県有地・土丸尾への新市立病院着工を推進した。その過程で課題として残ったのが、北富士県有地に絡む諸懸案処理の中でも最大課題とされている松丸尾の立ち木処理問題。1市2町などで確認した「合意議事録」(1993年調印)では県、忍草入会組合、吉田恩組の三者による分収育林契約を締結した後に、土丸尾への新病院建設に着手することとされた。しかし、忍草入会組合には法人格がないことなどが契約締結のネックとなって調整が難航。新病院着工が遅れる可能性も指摘された。だが今年三月、契約当事者を忍野村と県の二者契約と修正する案が浮上するなどして、三月三十日の用地造成に着手した。修正をめぐって、忍草区内には「区民の同意がないまま修正された」と、渡辺前市政への反発が起きた。その対立感情が組合長選で噴出し、擁立した市議会野党側との対決姿勢を強める一因となった。一方では、栗原市長サイドと山中湖村の高村朝次村長サイドとの対立感情も浮き彫りになった。高村村長は「合意議事録」の修正などに手腕を発揮、土丸尾への新市立病院建設に大きく貢献した。市長選では渡辺前市長を全面的に支援。「建設地などの見直し」を掲げた栗原市長と対決する形となった。渡辺前市長の組合長擁立は市長選後の四月下旬、同村長と野党市議の会合で協議された。こうした動きに栗原市長サイドからは「市長選の遺恨試合だ」と受け止める声上がり、反発を強めた。混乱は渡辺前市長が立候補を辞退することで収拾した。しかし、栗原市長と高村村政との対立が明らかになったことで、北富士県有地問題などをめぐる今後の両市村の協調調関係を懸念する向きもある」(平成7年7月22日、山梨日日新聞)。「富士吉田市

議会の与野党対決を背景に、組合長不在の異常事態が続いていた富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の議会は8日、組合長に元同組合助役の天野惣吉氏（65）＝南都留郡山中湖平野175＝を選出した。組合長選は、同日になって急きょ日程に追加した。同組合議会を構成する富士吉田市議会の野党議員らは「定例最終日に選出する約束だった。数の上で優位に立った与党側が約束を破った。今後の議会運営には協力できない」と強く反発。野党議員らは組合長選が行われた本会議を欠席した。組合長選出を巡って最初に臨時会が流会した6月1日から8日で百日目。組合長（天野惣吉元同組合助役）は選出されたものの、両者の不信感は一層深まり、今後の運営にしこりをのこしそうだ」（平成7年（1995）9月9日、山梨日日新聞）。「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合で天野惣吉組合長が十一日、初登庁し、新体制がスタートした。しかし同日開かれる予定だった同議会財務委員会（土屋舜作委員長、五議員）は野党側の三議員が欠席したため、会議を開くことができなかった。八日の組合長選出を「強行採決」とする野党側議員が反発したものとみられる。・・・同委員会後議員のうち、四人を野党側が占めている。・・・野党側は十二日に組合長選挙をするとした約束を与党側が破った。今後、協力できないと反発しており、組合長選の経過に対する不信感が背景にある、と受け取られている。・・・また同委員会は組合の監査の役割を持つ月例出納検査を行う機関でもある。今年四月の統一地方選での議員改選以来、開かれていなかった出納検査も、八日に委員会編成がされることで再開される見通しだった。野党側の反感が根強いことから今後の運営にも影響を与えそうだ」（平成7（1995）年9月12日、山梨日日新聞）。

富士吉田市における派閥政治と政争を象徴する近年の問題は市立病院の建設問題である。そしてこ

の問題にも富士吉田市政の派閥と恩賜林組合が絡んでいる。市が現在の市立病院建て替えに具体的に着手したのは88年。「市立病院問題審議会」が90年に移転新築、病床3百床規模などの内容を盛り込んで新築移転を答申した。市では庁内にプロジェクトチームを発足させ、移転場所を検討。91年6月の市議会定例会で、渡辺皓彦前市長は「土地利用が限られた市の現状で交通の便が良く、広いという条件を満たす」などとして土丸尾を用地として打ち出した。土丸尾への病院計画は、再払い下げへ向けた地元間の論議を再燃させた。当時「他の懸案処理が残る中で富士吉田市の利用ばかりが先行する」などと、二村の中から反発を招いた経過もあった。しかし、第5次使用協定を控えた93年3月、一市二村、吉田恩組などの思惑が一致して懸案処理の方法を取り決めた合意議事録を締結。土丸尾への病院着工も承諾された。市の土丸尾への病院建設は松丸尾の立ち木問題などの懸案処理と並行する形で進めることになり、結果的に北富士県有地の高度利用に約20年ぶりに筋道をつけるものとなった。一方では土丸尾への病院建設は県、二村の理解があったからこそ実現に至ったという側面も持つ。昨年（平成7年）3月30日に着工されて約一ヵ月後、栗原市長が当選した。栗原市長による見直し論は、富士吉田市がそれまで関係二村、国、県を巻き込み推進してきた計画を市自らが撤回することにつながる。・・・市内では、着工したという規定事実の前に「用地変更は市政の継続性からみて厳しいだろう」と、用地変更には否定的な見方もなお根強い。栗原市長は就任直後、「大変難しい面があるだろう。しかし市民の総意があるなら、市としての信義を損なわぬよう克服していくべき課題」と、公約に沿って作業を進めていく考えを示した。・・・一方、昨年秋からスタートさせた自治会単位の意見聴取会では「市立病院として建てる

ならば、市街地に近い場所への建設を」と望む声が多い。その際、問題となるのは土丸尾に代わる具体的な候補地選定。・・・市が関係機関の協力を得ながら用地選定した土丸尾。しかし、「市民のコンセンサスがなかった」と見直しを掲げ市民の支持を得た栗原市長。用地変更には土丸尾という複雑な背景を持つ土地ならではの難題の克服、さらに別の建設地などの確保などをめぐって生じる新たな課題を乗り越える栗原市長の政治的力が試されることになる」(平成8年、山梨日日新聞、どうなる新病院(上))。富士吉田市の市立病院の建設は、市長選挙の結果に左右されてきた。新市長の選挙公約で前市長時代の方針が変更され、前市長、新市長の任期にあっても候補地は二転三転した。その最大の要因は派閥の存在である。市民にとって病院の老朽化は深刻。しかし、その市政の最優先課題が「堀内」「蓬萊」という二大派閥の対立によって、新市立病院は、2001年5月1日オープンするまで、時間と血税を無駄にする結果を招いてきた。山梨日日新聞は富士吉田市の2大派閥対決の構造を一富士吉田市長選の歴史一として伝えたことがある(山梨日日新聞、1995年、4月13日)。

- 5) 天野重知の忍草に対するこだわりは「いわゆる故郷を愛する心とは少し違うと思う」という斑目の表現は少し違うのではないか。故郷を愛する心のない人間が経済闘争だけで農民に団結を促すことはできない。故郷を愛する心があって、故郷を守る手段として入会権闘争があったのではないか。推察するに、天野重知の闘いは、故郷への愛着を基盤にしたもので、彼においては、故郷への愛着と北富士演習場の中の入会権を守ることとは不可分に在ったように思われる。
- 6) 「北富士に駐留していた米軍が建物も何も壊して沖縄へ引き揚げると、自衛隊から使用転換の申し入れがある。それが昭和33年でした。防衛庁と

しては絶対に、北富士を自衛隊の演習場するという方針でした。それで、忍草地区内に北富士駐屯地部隊が現にありますが、あの部隊をおきたいという話しがあったのは昭和三四年です。これにはいろいろと批判がありますが、入会問題をちゃんと解決していくということで、奥野防衛庁長官へ承諾をしたわけです。忍草としては自衛隊へ協力したつもりでした。ところが、これまで、忍草は対国との間では幾度も辛い経験をしているわけですが、この時も、入会地の方は相も変わらず同じ状態で約束は進展しません。これでは駄目だと、三五年の夏、演習場へ決死隊が入って演習を止めてしまうという大闘争になったわけです。そこで、時の防衛庁長官(江崎真澄)から、私(内藤・佐久間:天野重知)のところへ電話で至急会いたいというので出かけました。江崎さんの要件はたたかひの方をなんとか始末をつけたいと言うので、始末は簡単です。貴方が(国が)入会慣習を認めること。もう一つは全面返還に最大の努力を払うこと。政府の防衛長官がそれを認めるということであれば忍草農民は信用すると。そこで、江崎長官、次官の今井久君、私と、もう一人入会組合長とで折衝しまして、はじめて文書で「入会慣習を将来にわたって尊重し、全面返還に最大にお努力をする」と。防衛庁長官江崎真澄で「覚書」を取って三五年闘争の始末となったわけです。この「覚書」は当時の池田総理も大蔵省も話し合った結果、出したものですから、基本的に入会問題は解決すると忍草は大きな喜びでした。・・・しかし、実際には進展がなかった。精力的に陳情はやりましたが、実りはない。そこで三六年闘争になるわけです。このときは長期にわたって小屋を建て、入会組合の男たちが座り込みました。・・・進展がない常置について、三六年と同じように小屋を建てて演習を止める闘いをやりました三九年です。それに対して、今度は調達庁長

官の小野裕さんが、三六年と同じ趣旨の一札を出して解決となりました。・・・三九年というのは北富士闘争にとって重大な年です。これまで忍草だけの単独交渉でしたが、単独では駄目だということで、昭和三九年（1964年）一〇月十三日、北富士演習場恩賜林野関係権利者協議会の結成となったわけです。代表者は、当時富士吉田市の恩賜県有財産保護組合希代圭司（後に富士吉田市長）を長とし、その組織は入会団体ばかりでなく、関係行政村の市長、村長、地主さんが、要するに北富士演習場関係を網羅して加盟し、山梨県の林務部長が特別顧問でした。支配権力がいない民間だけの要求貫徹ができる強力な組織でした。結成大会も盛大なものでした。・・・権利者協議会は、理論的なもの、行動的なもの、いろいろな活動をしますけれども、忍草が中心でないといけないわけです。国との交渉は、国会議員の仲介を頼むのではなく、権利者協議会が直接交渉の当事者であったわけです。・・・国側の要求は一にも二にも「使用転換」がでてくるわけです。そこでこちらの要求が満たされれば使用転換でもよしいと、約束するわけです。非常に具体的でした。・・・こちらには異論もあるのですが、もの決まり時だと。国の方は早く決めたいと。昭和四〇年三月三十一日までに使用転換の事務を完了するということになりました。・・・向こうは、使用転換の条件として①米軍が使用している範囲のまま。②入会慣習は尊重すること。権利者協議会としては、今度は大丈夫だと思ったので、入会権の問題、事前契約の問題はこうだと、基本的な案を文章にしていっていただけです」（安藤登志子、同上、66～70）。

- 7) 近年、日米安保条約や地位協定に関して、長い間機密とされてきた文書が解禁され、日米安保や地位協定の本質があばき出されている。ここではそれらの一部として次の文献をあげておこう。吉田

敏浩・新原昭治・末浪靖司『法治国家崩壊—砂川裁判と日米密約交渉』創元社、2014年、前泊博盛編著『日米地位協定入門』（創元社、2013年）、布施祐二『日米密約—裁けない米兵犯罪—』岩波書店、2010年

- 8) 六〇四条は北富士の運動の賜物であった。天野重知はこの問題について次のように述べている。いま早稲田にいる田山君にいろいろ研究してもらったんだが、民法六〇四条というのがあって、ここでは賃貸借契約はたとえどんな長い契約をしても二〇年たてば無効になる、・・・それ以上借りようと思ったら、改めて契約しなければならぬというんです。・・・そうすると昭和四七年（1972年）は安保の下での契約から二〇年目で、期限切れになるわけですね。政府やアメリカの方は不確定期限という論理で一年一年の賃料は見直しだ、安保条約が続く限り演習場は使えるんだとしていたんですが、それにしても民法を侵すことはできない。・・・この件について安藤登志子さんのインタビューに田山輝明は次のように答えている。「民法六〇四条は、これこそ北富士のみなさんは長い継続的なたたかいで生み出した賜物です。沖縄の軍用地強奪法が国会で問題になっておりましたとき、忍草のみなさんが東京へ見えておりました。・・・沖縄軍用地強奪の問題について忍草の方と一緒に話し合ったわけです。そのなかで沖縄でいま何が問題になっているのかを法律的な面から研究をはじめたのです。そのとき北富士のたたかひの経過をいろいろ説明していただくなかで、例の「不確定期限説」というのが出てきたわけです。これはあえて言えば政府の官僚の考え方で作りだしたもので、民法の賃貸借契約に違反しているわけですが、・・・仮に百歩ゆずって、政府の立場になって考えた場合にどうなるかと。そして出てきたのが民法六〇四条の問題だったのです。当時六〇四条問題が話題になりはじめたころ、

(先輩)の人たちは何と言ったか。「こんなうまい話があるか、そんな話があるのならとくにやっている」と言われたものです。まったく相手にしてくれなかった。普通ですとそれで終りになるんです。ところが北富士のみなさんは長いたたかいの自信に支えられていますので、何を言われようとも屈せず、力強くたたかってくれた。民法六〇四条というのは、机上から出されて来たのではなく、北富士のみなさんの長い歴史的なたたかいが当然のものとして生み出したのだと思います」(忍草母の会事務局『北富士入会の闘い—忍草母の会の42年—』(御茶ノ水書房2003年、83～86)。沖縄における、知花昌一さんの「像の檻」は民法六〇四条の問題を全国に周知させることになった。知花さんは沖縄に多くいた(る)反戦地主の一人である。知花さんも知花さんの「像の檻」と言われる土地も民法六〇四条、「期間の定めのない賃貸契約は二十年を越えることが出来ない」という民法の規定に絡んでいる。反戦地主と言われる人びとは軍用地代の値上げとか、協力謝礼金の支給という切り崩し政策で分断されてきた(沖縄国際大学公開講座委員会『沖縄の基地問題』沖縄国際大学公開講座委員会1997年)。

- 9) 山梨県と富士吉田恩賜林組合による北富士の入会問題は解決したのであろうか。富士吉田市の政治状況は、同市の、その後の自治や民主化をめぐる状況ということも含めて多くの問題を残している。かつて朝日ジャーナルは「派閥抗争が生んだ二人議長」(朝日ジャーナル、1965年8月、勁草書房)において、問題をかかえた富士吉田市の政治に、伏魔殿と呼ばれた富士吉田市外二カ村恩賜県有財産保護組合の存在があるという指摘した。菊間の指摘は正しい。しかし、その内実化には距離があることも意識しなければならない。尚ここでは以下の記述も紹介しておくことにしよう。「こうして、県下の恩賜林について入会にたいす

る権利意識がなくなっていく入会組合が多く存在するようになったということは、まさしく、明治四四年、恩賜林管理規則を制定するに際して指示した、入会権撲滅の謀将・上山農商務省山林局長の意図が、見事に実を結んだのであった。・・・大勢としては、恩賜林はしだいに単純な公共財産＝県有財産に変わりつつある。その代表例が、入会闘争のメッカともいわれている富士北ろくにおいてさえも生じているのである。富士北面はいうまでもなく徳川時代から富士北ろくの村々の入会地であった。ここにはすでに述べたように、現在、鳴沢村ほか一町二ヶ村恩賜県有産業保護組合と、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合とがあって、それぞれ旧村の入会について事情を共同に処理し、入会地の保護・管理の責任を負っている団体がある。この恩賜組合は、地方自治法上の一部事務組合としての資格をもっている。地方自治を楯にとれば一種の行政機関である。だが、恩賜林組合は、実質において部落＝入会集団の私有財産である入会地・入会権を預り、これを保護・管理する機関なのであるから、いくら、そのかたちにおいて地方自治法上の法人格をもっているからといって、預かった私有財産を勝手にすることはできないのはいうまでもない。だが恩賜林組合が県の行政指導のもとに、県条例(恩賜県有財産管理条例)によって規制されている事実によって、これを運営する側でも、いつの間にか恩賜林組合が実質的には私法上の権利者集団の管理機関であるということを忘れるようなことがしばしばみられるようになる。とくに、恩賜林組合議会が、市・町・村の議員が代表者となって構成されているところや、入会の権利意識がないボスによって運営されているところでは弊害が多い。…地方自治というのは名ばかりで、県は国に従属し、市・町・村は県に従属し、そうして、議員が一方において尊大な意識をもって地方自治の機構

を左右し、他方においては県政におもねるようでは、利害を直接に反映する恩賜林組合・恩賜林財産管理会の機構は、もはや、入会権の解体へと傾斜するしかないのである」(北条浩、前掲、260～263)。

## 引用文献

- 安藤登志子『草こそいのち一統・北富士の女たち一』社会評論社、1987年
- 沖縄国際大学公開講座委員会『沖縄の基地問題』沖縄国際大学公開講座委員会 1997年
- 戒能通孝『入会の研究』日本評論社、1943年
- 金谷治『老子』講談社、1997年
- 菊間満他「林野コモンズ論に関する実証的研究—今日の入会管理と山村社会の自治—」(山形大学紀要(農学)第15巻第3号、2008年)
- 棚澤能生「書評」田山輝明『米軍基地と市民法』(一粒社)、早法60巻第1号、1984年
- 小山高司「北富士演習場をめぐる動き—その設置から使用転換の実現まで—」(防衛研究所紀要第12巻第2・3号合併号、2010年)
- 忍草母の会事務局『北富士入会の闘い—忍草母の会の42年—』御茶の水書房、2003年
- 斑目俊一郎『北富士演習場と「天野重知の夢—入会権をめぐる忍草の闘い—」』彩流社、2005年
- 武井正臣「入会権と財産区に関する行政解釈」(渡辺洋三編著武井正臣「入会権と財産区に関する行政解釈」1974年)
- 田山輝明『米軍基地と市民法』一粒社、1983年
- 土屋要『山梨県知事交代』山梨ふるさと文庫、1986年
- 中村忠「入会権の帰属主体とその法的構造についての学説史的考察(その一)」(高崎経済大学論集第51巻第4号、2009年)
- 中田薫「明治初年の入会権」(『法制史論集』第2巻、岩波書店、1938年)
- 奈良正路『入会権論』農文協『昭和前期農政経済名著

集、21、1981年

- 西川善助「島崎藤村『夜明け前』における木曾山林事件の虚実—林業経済史の立場から—」(専修大学社会科学年報第40号、
- 長谷川如是閑「孔子と老子」『長谷川如是閑評論集』岩波書店1989年
- 長谷川如是閑『老子』大成出版、1935年
- 富士吉田市文化財審議会編『富士山麓の入会—富士吉田の文化財(その23)—』富士吉田市教育委員会、1985年
- 古島敏雄編『山村の構造』御茶の水書房、1952年
- 北条浩『村と入会の百年—山梨県村民の入会闘争史—』御茶の水書房、1978年
- 斑目俊一郎『北富士演習場と天野重知の夢—入会権をめぐる忍草の闘い—』彩流社、2005年
- 森三樹三郎『老子・荘子』講談社1994年
- 渡辺洋三「財産区の沿革と問題点」渡辺洋三編著『入会と財産区』、勁草書房、1974年

## 注記

本論は内藤が長年意識して来たテーマであり、同時にコミュニティにかかわる内藤と佐久間の共同作業から導かれたテーマでもある。なお、本論は、1-(1)北条浩『村と入会の百年—山梨県村民の入会闘争史—』、1-(2)田山輝明『米軍基地と市民法』、1-(4)忍草村の歴史と構造—古島敏雄編『山村の構造』、2. 忍草入会闘争の変容・民法六〇四条—闘争継続の背景—、3. 国家とコミュニティ—まとめて代えて—を主として内藤が執筆し、1-(3)忍草母の会事務局『北富士入会の闘い—忍草母の会の42年—』・安藤登志子『草こそいのち—續・北富士の女たち—』・斑目俊一郎『北富士演習場と天野重知—入会権をめぐる忍草の闘い—』を主として佐久間が執筆した。その後相互に全体について検討し、最後に内藤が文章の統一を行なった。

